

# 第30回 佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成21年9月8日（火曜日）

|               |     |         |     |           |
|---------------|-----|---------|-----|-----------|
| 出席議員<br>(21名) | 1番  | 石 堂 基   | 2番  | 新 田 俊 一   |
|               | 3番  | 片 山 武 憲 | 4番  | 岡 本 義 次   |
|               | 5番  | 笹 田 鈴 香 | 6番  | 金 谷 英 志   |
|               | 7番  | 松 尾 文 雄 | 8番  | 井 上 洋 文   |
|               | 9番  | 敏 森 正 勝 | 10番 | 高 木 照 雄   |
|               | 11番 | 山 本 幹 雄 | 12番 | 大 下 吉 三 郎 |
|               | 13番 | 岡 本 安 夫 | 14番 | 矢 内 作 夫   |
|               | 15番 | 石 黒 永 剛 |     |           |
|               | 17番 | 西 岡 正   | 18番 | 平 岡 き ぬ ゑ |
|               | 19番 | 森 本 和 生 | 20番 | 吉 井 秀 美   |
|               | 21番 | 鍋 島 裕 文 | 22番 | 山 田 弘 治   |
| 欠席議員<br>(名)   |     |         |     |           |
|               |     |         |     |           |
|               |     |         |     |           |
| 遅刻議員<br>(名)   |     |         |     |           |
|               |     |         |     |           |
|               |     |         |     |           |
| 早退議員<br>(名)   |     |         |     |           |
|               |     |         |     |           |
|               |     |         |     |           |

|                             |             |         |            |           |
|-----------------------------|-------------|---------|------------|-----------|
| 事務局出席<br>職員職氏名              | 議会事務局長      | 大久保 八 郎 | 書 記        | 尾 崎 基 彦   |
| 説明のため出席<br>した者の職氏名<br>(20名) | 町 長         | 庵 途 典 章 | 副 町 長      | 高 見 俊 男   |
|                             | 復興担当理事      | 山 田 聖 一 | 教 育 長      | 勝 山 剛     |
|                             |             |         | 消 防 長      | 加 藤 隆 久   |
|                             | 会 計 課 長     | 上 谷 正 俊 | 総務課長兼財政課長  | 坪 内 頼 男   |
|                             | まちづくり課長     | 前 澤 敏 美 | 災害復興対策室長   | 長 尾 富 夫   |
|                             | 税 務 課 長     | 保 井 正 文 | 住 民 課 長    | 木 村 佳 都 男 |
|                             | 福 祉 課 長     | 内 山 導 男 | 健 康 課 長    | 新 庄 孝     |
|                             | 農林振興課長      | 小 林 裕 和 |            |           |
|                             |             |         | 建 設 課 長    | 野 村 正 明   |
|                             | 水 道 課 長     | 野 村 久 雄 | 下 水 道 課 長  | 寺 本 康 二   |
|                             | 生涯学習課長      | 福 本 美 昭 | クリーンセンター所長 | 谷 口 行 雄   |
|                             |             |         |            |           |
|                             |             |         |            |           |
|                             |             |         | 監 査 委 員    | 野 村 靄     |
| 欠 席 者<br>(8名)               | 天文台公園長      | 黒 田 武 彦 | 商工観光課長     | 廣 瀬 秋 好   |
|                             | 地籍調査課長      | 茅 原 武   | 教育委員会総務課長  | 福 井 泉     |
|                             | 教育委員会教育推進課長 | 岡 本 正   | 上 月 支 所 長  | 達 見 一 夫   |
|                             | 南 光 支 所 長   | 春 名 満   | 三日月支所長     | 田 村 章 憲   |
| 遅 刻 者<br>(1名)               | 会 計 課 長     | 上 谷 正 俊 |            |           |
| 早 退 者<br>(11名)              | 復興担当理事      | 山 田 聖 一 | 消 防 長      | 加 藤 隆 久   |
|                             | まちづくり課長     | 前 澤 敏 美 | 災害復興対策室長   | 長 尾 富 夫   |
|                             | 税 務 課 長     | 保 井 正 文 | 住 民 課 長    | 木 村 佳 都 男 |
|                             | 福 祉 課 長     | 内 山 導 男 | 農林振興課長     | 小 林 裕 和   |
|                             | 建 設 課 長     | 野 村 正 明 | 生涯学習課長     | 福 本 美 昭   |
|                             | クリーンセンター所長  | 谷 口 行 雄 |            |           |
| 議 事 日 程                     | 別 紙 の と お り |         |            |           |

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名  
日程第 2. 会期決定の件  
日程第 3. 行政報告について  
日程第 4. 発議第 4 号 台風 9 号災害に関する調査特別委員会設置に関する決議  
(設置・委員の選任)  
日程第 5. 報告第 2 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
日程第 6. 承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて(損害賠償の額を定め和解することについて 専決第 16 号)  
日程第 7. 承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町一般会計補正予算 第 3 号 専決第 17 号)  
日程第 8. 承認第 18 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第 3 号 専決第 18 号)  
日程第 9. 承認第 19 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第 2 号 専決第 19 号)  
日程第 10. 承認第 20 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算 第 1 号 専決第 20 号)  
日程第 11. 承認第 21 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算 第 1 号 専決第 21 号)  
日程第 12. 承認第 22 号 専決処分の承認を求めることについて(佐用町課設置条例の一部を改正する条例 専決第 22 号)  
日程第 13. 承認第 23 号 専決処分の承認を求めることについて(佐用町保育園条例及び佐用町介護保険条例の一部を改正する条例 専決第 23 号)  
日程第 14. 議案第 67 号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について  
日程第 15. 議案第 68 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について  
日程第 16. 議案第 69 号 工事請負契約の変更について(佐用町水道施設中央監視制御システム整備工事)  
日程第 17. 議案第 70 号 物品購入契約の締結について(佐用町電子機器購入)  
日程第 18. 議案第 71 号 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案(第 4 号)の提出について  
日程第 19. 議案第 72 号 平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について  
日程第 20. 議案第 73 号 平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について  
日程第 21. 議案第 74 号 平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案(第 1 号)の提出について  
日程第 22. 議案第 75 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案(第 2 号)の提出について  
日程第 23. 認定第 1 号 平成 20 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 24. 認定第 2 号 平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 25. 認定第 3 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 26. 認定第 4 号 平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 27. 認定第 5 号 平成 20 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第 28. 認定第 6 号 平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 29. 認定第 7 号 平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30. 認定第 8 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31. 認定第 9 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32. 認定第 10 号 平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33. 認定第 11 号 平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34. 認定第 12 号 平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35. 認定第 13 号 平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36. 認定第 14 号 平成 20 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37. 認定第 15 号 平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 38. 認定第 16 号 平成 20 年度佐用町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 39. 決算監査報告について
- 日程第 40. 決算特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 41. 決算特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 42. 同意第 1 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 43. 同意第 2 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 44. 委員会付託について

---

#### 午前 09 時 30 分 開会

議長（山田弘治君） 皆さん、おはようございます。開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 30 回佐用町議会定例会が招集をされましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集を賜り、誠にご苦労さまでございます。

皆さんご承知のとおり、8 月 9 日に起きました集中豪雨により、この佐用町で残念ながら、18 名の方が亡くなられております。亡くなられた方々に、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

ただ今から、この議場におられます皆様と共に、黙祷をささげたいと思いますので、ご起立をよろしくお願いいたします。

黙祷。

〔黙 祷〕

議長（山田弘治君） ありがとうございます。着席お願いいたします。

この度、8 月 9 日に起きました台風 9 号による集中豪雨で、この佐用町において、過去に例のない甚大な被害が発生をいたしました。死者 18 名、行方不明者 2 名という、遺族や家族の方々にはこのうえない辛さと、町民にとっても悲しい出来事であります。亡くなられた方々に心からご冥福をお祈り申し上げますと共に、行方不明のお 2 人が一刻も早く

見つかることを願っております。

また、住宅被害も全壊 160 棟を超え、床上・床下被害をあわせて、概ね 2,000 棟にも及ぶ大被害であり、電気・水道・下水道等のライフラインにも大きな被害を被り、通常の生活が奪われ、生活復旧には、まだまだ時間がかかり、家庭での生活が戻らないのが現状であります。

また、道路・河川・橋梁・農地・山林等も非常に大きな被害が発生をしております。

災害が起きてからこの 3 週間につきましては、県内外の各自治体からの応援をいただき、また、各企業等からの応援、いまだにボランティアによる復旧支援をしていただいているところではありますが、本当にありがたく、皆様に重ねてお礼を申し上げたいと存じます。

また、自衛隊の派遣につきましては、災害発生から 2 週間、復旧支援をしていただき、兵庫県警におかれましても、行方不明者の搜索活動を現在も行っておられますこと、本当に心強く思っております。改めて感謝を申し上げたいと思います。

救援物資につきましても、全国からの国民の皆様・企業等から物的支援も数多くしていただき、また、義援金につきましても多くの方々・企業・団体等から多大な支援をいただいております。本当にありがたく、身にしみて感じており、お礼を申し上げます。

われわれ佐用町議会といたしましても、この災害で被害にあわれた方々に心からお見舞いを申し上げますと共に、この佐用町が復旧・復興に向けて、行政と共に精一杯努力していかなければならないと考えております。

議員各位におかれましても、これからの事について、議会人として頑張っていかなければなりませんので、お力添えをよろしくお願いを申し上げます。

さて、今期定例会には、台風 9 号災害に関する調査特別委員会設置に関する決議案 1 件、人事に関する案件が 3 件、条例に関する案件が 1 件、平成 20 年度各会計決算の認定が 16 件、平成 21 年度各会計補正予算案が 5 件、専決処分の承認が 8 件、契約に関する案件が 2 件など、36 案件が付議されております。

何卒、議員各位にはご精励を賜り、これらの諸案件につき慎重なご審議を賜り、適切妥当な結論が得られますようお願いし、開会のごあいさつといたします。

町長、あいさつをお願いいたします。

町長（庵逄典章君） 失礼します。

まず最初にあたりまして、この度の 8 月 9 日に発生をいたしました未曾有の水害から、こうしてようやく 1 カ月が経ったわけでありまして。本当に、長く苦しい 1 カ月でありまして、皆様方も町民の皆様も、本当に疲労がたまっておられることと思います。

未だに、小林文太君、蜂須賀貴子さん、お 2 人の方が行方不明であり、また、18 名もの多くの尊い人命を失いまして、ご遺族の皆様、ご家族の皆様のお悲しみは、日ごとに増しているものとお察ししております。何とか、行方不明の方々が、早く見つかって欲しいという願いと、亡くなられた方々のご冥福を、改めてお祈りをいたしております。

被災された方々も本当に泥の中から必死で立ち上がりまして、多くの皆さんの助けをいただいて、ようやく少しずつではありますがありますけれども、生活が落ち着いた、元の生活に戻りつつあるようにも感じますけれども、まだまだ本格的な再建にはほど遠いものがございます。被災された方々の生活が 1 日も早く少しでも落ち着いて、また、この復興に向けて、本格的な歩みができるように頑張っていきたいと思っておりますし、そのために、町といたしましても、あらゆる支援を行っていききたいと。町として、責任を果たしていきたいというふうに考えております。

議会の議員の皆さん方におかれましても、一緒になって、この佐用町の復興に向けてですね、今後、あらゆる努力をするためにご協力を、ご支援をいただきたいと思いますと思っております。

すので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、この度の議会にあたりましては、この災害にあたりましての、対する補正予算等、いろいろと計上をさせていただいております。まだまだ、多額の予算が必要になろうかと思っておりますけれども、国や県の支援をいただきながらですね、精一杯の町としての財政運営を行い、町の復興、被災者の皆さん方の生活の再建に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので十分ご審議賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

それから、20年度の決算等、それぞれ議会に提案させていただいて、承認をいただく手続き、そういう議案もたくさんございます。たくさんの議案を提案させていただいておりますけれども、どうぞよろしくご審議をいただき、適切妥当な結論に導いていただきますように、お願いを申し上げまして、一言、最初にあたりましてのお願いと、お礼のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いします。

それから、今日から、議会に、山田理事が出席をいただいております。この山田理事につきましては、この災害にあたりまして、この復興支援を、県から支援をいただきたいという要請のもとにですね、派遣をいただきました。9月1日付けで辞令を正式にいただいて、赴任をいただいております。とりあえず、期間は、23年3月31日までということでございます。

それから、もう1人ですね、復興対策室の室長補佐として、首藤補佐を派遣をいただいて、県から2名の人的派遣をいただいて、これからの復興に向けて鋭意取り組んで参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

山田理事、一言よろしいでしょうか。お願いします。

復興担当理事（山田聖一君） 山田聖一でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

美しい佐用の再生と、そして、安全・安心なまちづくりといったようなものを目指して、皆様とご一緒に、議員各位とご一緒に努力をしてまいりますので、何卒、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（山田弘治君） ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第30回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、復興担当理事、天文台公園長、各課長、各支所長、消防長、代表監査委員であります。今回の災害により、当局もまだ復旧等に対応されておりますので、今定例会におきましては、提出案件等の関係担当課長の出席とすることを、認めておりますことを報告いたします。

また、報道関係者におきましては、カメラの撮影を特別に許可しておりますので、あわせて報告をいたします。

なお、本日、5名の傍聴申し込みがあります。傍聴者におかれましては、傍聴中の守らなければならない事項を遵守していただくようお願いをいたします。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

---

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（山田弘治君） 日程第1は会議録署名議員の指名でございます。

会議録署名議員は、会議規則第114条の規定によりまして議長より指名をいたします。

10 番、高木照雄君。11 番、山本幹雄君。以上の両君にお願いをいたします。

---

## 日程第 2．会期決定の件

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は本日 9 月 8 日から 10 月 6 日までの 29 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、今期定例会の会期は本日 9 月 8 日から 10 月 6 日までの 29 日間と決定をいたしました。

---

## 日程第 3．行政報告について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 3 に入ります。

これより行政報告に入ります。町長から行政報告を受けます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、災害に関しての報告をさせていただきます。

大水害の発生以来、1 カ月が経ちましたが、現在で、把握できた被害と対策の状況を報告をさせていただきます。

まず、人命についてでございますが、今、ごあいさつでもさせていただきましたように、未だに、2 名の方が行方不明。18 名の多くの方を亡くしております。

家屋の被害状況でございますが、居宅につきまして、1,075 軒が床上浸水以上の被害を受けております。その内、全壊が 140 軒、大規模半壊が 246 軒、半壊が 534 軒、床上浸水が 155 軒となっております。発行、り災証明の発行件数につきましては、再調査をした後発行した分も含めまして、817 件というふうに、今、なっております。ただ、この居宅についてございまして、居宅以外のですね、確定できないものを調査をし、しておるという実態もありまして、実際の建物の棟数では、かなりまだ増えます。しかし、今後の支援金でありますとか、いろんな制度を受ける上での居宅、それに係わる、り災証明に係わるものは居宅ということになっておりますので、居宅として確定できたものについてのご報告をさせていただきました。

それから、り災証明を発行しながらですね、再調査をした件数につきましては、現在のところ 130 軒。内約半数ぐらいが、この判定が変わっております。そういうことで、居宅以外の床上浸水以上につきましては、とりあえず今のところ 221 軒ということになっております。

それから次、土木災害につきまして、道路橋梁につきましては、今後、国の査定を受ける件数といたしましては、192 件、21 億 3,500 万余り。農地や農業施設につきましては、767 件、20 億 3,100 万。それから林道・治山関係につきましては、162 件、10 億 3,600 万。水道施設につきましては、7 億 2,900 万。下水道施設につきましては、4 億 9,600 万。

町営住宅等の改修工事、これは約 1 億 2,000 万程度かかる予定であります。その他には、庁舎等公共施設、また公用車、諸々の被害が出ておりますけれども、まだ最終的な被害額は確定できておりません。

その他、県関係の河川や道路、これは県の方で、いろいろと、今、調査をし査定をされております。

また、民間の被害等につきましては、莫大なものになろうと思っておりますけれども、詳細な調査は、まだできておりません。

次に、被災者の支援についてでございますが、災害救助法による支援について、まず、食事、給食の配食につきましては、一応、9 月 11 日まで行いう予定で、現在も実施いたしております。約 15 万食ぐらいに、全体でのぼる予定で、7,000 万円を超えるものというふうに推計しております。

それから、住宅の応急修理につきましては、昨日現在で、相談件数が 242 件、内、申請の受付を 57 件受け付けております。

それから、仮設住宅につきましては、昨日 13 戸が完成して入居を開始しておりますけれども、9 月 11 日までに 11 戸。9 月 15 日までに 18 戸が完成の予定であります。合計 42 戸の予定で、今、建設を進めておりますけれども、既にですね、今のところ 6 件のキャンセルが出てきております。このキャンセルになりますと、この入居されなかった分につきましては、全額町が負担をしなきゃいけないという規定になっておりまして、その対応に、いろいろと苦慮をしているところであります。

それから、町の見舞金につきましては、昨日、支給を開始をさせていただきました。昨日で 599 名の方が、受け取りに来られまして、金額では 4,026 万円をおわたしいたしております。

また、被災者生活再建支援法に基づく支援についてであります。支援金の申請につきましては、既に順次受付をしております。これは、国における全壊、大規模半壊に基づく、国から直接支払われるものでありまして、早い所においては、既にもう直ぐ入金されるような方もあろうかというふうに聞いております。

また、その他の支援、また融資等の相談についても行っておりまして、いろいろな被災者の相談につきましては、相談件数におきまして、上月相談所において 295 件。佐用相談所におきまして 184 件の相談を、諸々の相談を受けております。

それから、最後になりますが、全国から、個人や団体、会社等多くの方々から、温かい義援金を届けていただいております。昨日現在で 9,000 万円を超えているというふうに報告を受けております。

以上、簡単でございますけれども、災害に関する、現在、被害状況なり対応状況を報告をさせていただきます。

それから、最後になりますが、災害とは別でありますけれども、心配をされておりますインフルエンザについてであります。今朝方、佐用高校において生徒 2 人の方がインフルエンザが発生したということ、高校の方から報告を受けております。これは、新型であるかどうかは、まだ分かりません。生徒は、たつの方面から通学をされている 2 名の生徒というふうに報告を受けております。第 1 報でありまして、まだ詳細は分かりません。ただ、かなり、兵庫県下においても、インフルエンザが流行しつつあるということで、非常に、こういう皆さんが疲れておられる状況の中です、警戒をしなければならないというふうに思っております。

以上、行政報告とさせていただきます。



なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付をいたしており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君）                      ご異議ないと認めます。よって、そのように決しました。

---

日程第４．発議第４号 台風９号災害に関する調査特別委員会設置に関する決議  
（設置・委員の選任）

議長（山田弘治君）                      日程第４、発議第４号、台風９号災害に関する調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

発議に対する提出者の説明を求めます。提出者、松尾文雄君。

〔７番 松尾文雄君 登壇〕

７番（松尾文雄君）                      それでは、発議第４号、台風９号災害に関する調査特別委員会の設置に関する決議について、提案説明を行います。

この度、平成 21 年 8 月 9 日の台風 9 号に伴う豪雨により当佐用町はかつてない甚大な水災害を被り、死者が 18 名、行方不明者 2 名、また、住家被害については、約 2,000 棟近くが被害を被っております。また、農地、農作物、山林、道路、橋梁、河川等、多大な被害を被っています。今後の災害復旧、復興に向けては莫大な資金、財源、期間が長期にわたることを予測しております。

議会いたしましては、この災害による、佐用町の 1 日も早い復旧と復興、又、住民が安心して暮らせる災害対策と防災計画等について調査検討をすることを目的に、議長を除く全議員 20 名で構成する台風 9 号災害に関する調査特別委員会を設置することを決議するものであります。

議員各位には、十分ご理解の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、詳細については、別紙のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（山田弘治君）                      発議に対する提出者の説明は終わりました。

ここでお諮りをします。松尾文雄君ほか、５名から提出されました、発議第４号、台風 9 号災害に関する調査特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君）                      ご異議ないと認めます。従って、発議第４号、台風 9 号災害に関する調査特別委員会設置に関する決議は可決をされました。

ここで、資料配布のため、暫く休憩をいたします。

午前 0 9 時 5 5 分    休憩

---

午前09時56分 再開

議長（山田弘治君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りをします。ただ今設置されました台風9号災害に関する調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。従って、台風9号災害に関する調査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。ここで、暫く休憩をいたします。

---

午前09時57分 休憩

午前10時34分 再開

議長（山田弘治君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

台風9号災害に関する調査特別委員会委員長及び副委員長の選任について、委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において、互選となっております。

そこで、先ほど、特別委員会で互選が行われ、委員長及び副委員長が決定をされておりますので、事務局長より、その氏名を朗読させます。

議会事務局長（大久保八郎君） 台風9号災害に関する調査特別委員会の委員長に矢内作夫議員。副委員長に吉井秀美議員が互選されております。

議長（山田弘治君） ただ今事務局長に朗読させましたとおり、それぞれ台風9号災害に関する調査特別委員会委員長及び副委員長に選任をされました。

---

#### 日程第5．報告第2号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（山田弘治君） 続いて日程第5、報告第2号であります。

報告第2号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、町長より報告があります。

町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました報告第2号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成20年度決算における健全化判断の4つの比率及び各特別会計における資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告をいたします。

まず、健全化判断比率から報告をいたします。

実質赤字比率については、一般会計、朝霧園特別会計、西はりま天文台公園特別会計、歯科保健特別会計の普通会計における実質収支は、4,316 万 4,000 円の黒字ですので、標準財政規模の 84 億 9,085 万 3,000 円で割っても比率はマイナス 0.5 となり、実質赤字はありません。

連結実質赤字比率は、全ての会計の実質収支、剰余額の合計が 6 億 1,311 万 2,000 円の黒字となりましたので、標準財政規模で割っても、比率はマイナス 7.22 となり、連結実質赤字比率はありません。

実質公債比率については、平成 18 年度から平成 20 年度の 3 カ年の平均で算出いたしますが、平成 18 年は、14.2 パーセント、平成 19 年度は 16.9 パーセント、平成 20 年度が 14.3 パーセントで平均は 15.1 パーセントとなりました。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。将来負担額から充当可能財源を差し引いた、将来負担額 80 億 4,353 万 9,000 円を標準財政規模から基準財政需要額に参入された公債費を差し引いた 67 億 8,291 万 7,000 円で割りますと、118.5 パーセントとなります。

資金不足比率は、公営企業における資金の不足額の事業規模に対する比率ですが、20 年度においても全て資金不足とはなっておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

議長（山田弘治君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、実質公債比率の関係で、今、説明ありましたように、3 カ年平均で 15.1 という昨年より改善されたね、数値となっております。

そこで 1 点確認したいのは、今、報告あったように単年度で見ますと、前年度が、19 年度が 16.8 パーセント、20 年度の数値が 14.3 パーセントと 2.5 ポイント改善しております。この改善の要因について、どのように分析しておられるのか、確かに、標準財政規模も 84 億を超えていますから、分母自体も大きくなっておりますけれども、このあたりの点について伺っておきます。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） 対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） ただ今の質問ですけれども、議員おっしゃるとおり、大きな要因としては、まず 20 年度については、普通交付税で地方再生対策とかいう関係で交付税が、まず増えております。

それから、標準税収入額も前年に比べますと、若干増えております。

それと、もう 1 つは、公債費関係で、一般公債費に充当する一般財源の額、それから公営企業に出しております公債費に充当する繰出金関係、こういった物が逆に、ちょっと減っております。実質公債比率では、そういった公債費関係の減と、それから大きくは標準財政規模が増えた、これによってポイントとしては改善をいたしております。

議長（山田弘治君）

他に。他にないようでしたら、これで質疑を終結いたします

---

日程第 6．承認第 16 号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて 専決第 16 号）

議長（山田弘治君）

続いて日程第 6、承認第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、損害賠償の額を定め和解することについて、専決第 16 号を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）

ただ今、上程をいたしました承認第 16 号、損害賠償の額を定め和解することにつきまして、ご説明を申し上げます。

平成 19 年 8 月 13 日、原動機付自転車の登録申請におきまして、本来登録ができない規格のものを、誤って標識及び登録票を交付し、相手方に当該原動機付自転車を処分させざるを得ないなどの損害を与えたものであります。この誤交付につきましては、違法な運行を停止するなど、早急な解決が求められましたので、国家賠償法に基づく賠償として、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分し、同条第 3 項の規定により、報告をし承認を求めるものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げまして説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君）

提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきまして、本日即決いたします。

これから質疑を行います。ありませんか。

〔山本君 挙手〕

議長（山田弘治君）

はい、山本幹雄議員。

11 番（山本幹雄君）

これ、ちょっとよく分からないんですけども、結局、町が、この四輪バギーを買い取ったということなんですね。でもないんですか。お金だけを支払ったということなんですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（山田弘治君）

税務課長。

税務課長（保井正文君）

本来 50cc の規定なんですけど、これは 196cc ということございまして、このまま登録を続けるということになりますと、エンジン積み替えて 50cc に改善するか、もしくは、このまま本体を廃車するか 2 つの選択肢がございまして、結果的に費用面で買い取って配車する方が、より安価ということで最終的には買い取って処分いたしました。

議長（山田弘治君） 他にありませんか。

〔吉井君 挙手〕

議長（山田弘治君） 吉井議員。

20 番（吉井秀美君） この手続きの誤った問題についてですね、町の方の処分というのは、  
どういうものですか。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） この誤った手続きについては、職員の手続き上の認識不足という部分と、それから事務処理そのものの処理の仕方、手続き、といいますのは、そういった手続きしたものを決済すると。これは課長決済なんですけれども、そういった手続き等についても、不備があったと、そういう中で該当する職員については、処分をさせていただきます。

で、処分の内容につきましては、総務委員会等でも報告させていただいていると思います。該当職員等 4 名、処分。それぞれ減給、戒告、そういった形、口頭注意と、そういう形で処分をさせていただきます。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 佐用町だけで、そんなこと起きてるのかなと思って、ちょっと調べてみたら、毎日新聞の 7 月 18 日付けで、豊岡市が 250cc 四輪バギーカー 13 台を課税ミス、誤交付というのが、毎日新聞で出ております。ちょっと、豊岡市に聞いてみましたら、旧日高町時代からの、そういった誤った処置だったということなんですけど、そういった誤りが、このバギーカーというのは起こりやすいのかなとも思ったわけなんですけれども。

ちょっと、確認したいんですが、まず 12 万 7,900 円の損害賠償額の内訳と、その他、課税還付、年度 2,500 円ですか、課税還付はどうなっているのか。諸々ですね、そういった支出、負担を明確にしていきたいということが 1 点。

それから、50cc のバギーカーであれば、ミニカー登録ですから、当然、登録できるわけですね、本町で、そういう実態があるのかどうか。まず、この 2 点を伺います。

議長（山田弘治君） 税務課長。

税務課長（保井正文君） 最初のお尋ねですが、12 万 7,900 円、これは実際、ネット販売でしたんで、そちらの方へ、直接確認させていただきまして、販売金額が 12 万 7,900 円。それから、そういう処分をいたしましたので、廃棄費用が 8,000 円。

それから、もう 1 点、現実には、そういった物に町が購入しました標識を付けておりまして、これで、この標識の費用が、ちょっと、手元の資料が見当たりませんが、200 円か 300 円程度です。一括購入しております。

それから、課税面につきましては、年間 2,500 円の軽自動車税の課税をしておりました。本件の事案は、19 年の登録でしたので、翌年度 20 年度と 21 年度に、それぞれ 2,500 円ずつの納税がございましたんで、21 年度につきましては、歳入戻出。それから、20 年度につきましては、歳出還付ということで、いずれも、総額で 5,000 円の還付をいたしております。

それと、すいません。先ほどの標識の費用ですが、278 円ということでございます。総額で、合わせて 13 万 6,178 円の実質の損失が出ております。

以上です。

21 番（鍋島裕文君） バギーカー、50cc の、登録ある。

税務課長（保井正文君） ごめんなさい。それから、登録なんですけど、ちょっと、これ調べた時点が、実は、6 月頃に発覚しましたので、ちょっと、その後の登録は把握しておらんのですが、概ね 30 台の登録がございます。後の件について、全て確認を取ったところ、この件、本件 1 件だけで、他は、50cc 未満ということで、正常な登録が行われております。以上です。

議長（山田弘治君） 他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君） 岡本議員。義次議員。

4 番（岡本義次君） 総務委員でも、確か、報告受けて聞いたわけでございますけれど、これ、やはりですね、私が、いつも言っておる、50cc 以上は駄目ということの中でですね、こんなことがあって、誰も分からなかったというような格好でございます。これはですね、もし、その期間で、相手の方が、事故がなかったんが、不幸中の幸いであって、もし事故があればですね、とんでもないことでございます。この金額以上のもので、大変な信用失墜もするし、税金に、またかかるわけでございます。ですから、課長決済とか、そういうようなことも踏まえてですね、やはり、そういう所までも、やっぱり見落としというんがあるんで、もっともっと危機感持って勉強してもらいたいと思うと同時に、ちょっと、罪がですね、1 カ月の減給ぐらいだったら、私、軽いんじゃないか思うんです。

それと、町長に言っておきますが、いわゆる管理職以外の者でもね、信賞必罰のやつ早急に取り入れてもらってね、やっていただきたいと思います。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） この件につきましては、その直後、税務課で発生したということで、税務課等につきましても、そういった見直し点検をして、早急にそういった改善をしております。それと合わせて、各課におきましても、指示をさせていただいて、事務の処理について点検をするということで、改善命令を出す中で、何点か改善をしております。

言われるように、そういう危機意識を、きっちり持って、対応していきたいなと思って

います。

それと、その処分の関係ですけれども、国家賠償法に基づく、この賠償額相当分という形を勘案しながら懲戒処分の方をさせていただいております。

以上です。

議長（山田弘治君） 他にありませんか。これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。まず、原案に対する反対討論の方はありますか。次、賛成討論の方はありますか。他に討論はありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。

これより、承認第 16 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 16 号を、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員です。よって、承認第 16 号、専決処分の承認を求めることについて、損害賠償の額を定め和解することについて、専決第 16 号は、原案のとおり承認をされました。

---

日程第 7. 承認第 17 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町一般会計補正予算 第 3 号 専決第 17 号）

日程第 8. 承認第 18 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 第 3 号 専決第 18 号）

日程第 9. 承認第 19 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 第 2 号 専決第 19 号）

日程第 10. 承認第 20 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算 第 1 号 専決第 20 号）

日程第 11. 承認第 21 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算 第 1 号 専決第 21 号）

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 7 ないし日程第 11 について一括議題といたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。

承認第 17 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算、第 3 号、専決第 17 号。

承認第 18 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、第 3 号、専決第 18 号。

承認第 19 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、第 2 号、専決第 19 号。

承認第 20 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算、第 1 号、専決第 20 号。

承認第 21 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算、第 1 号、専決第 21 号を議題といたします。

承認に対する当局の説明を求めます。町長、庵迢典章君。

〔町長 庵迢典章君 登壇〕

町長（庵迢典章君） それでは、ただ今、上程いただきました承認第 17 号から承認第 21 号、専決処分の承認を求めることについて、一括議題とされましたので順次提案のご説明を申し上げます。

今回の各会計の専決補正予算は、台風 9 号による災害関係経費について、災害救助法に基づく被災者支援の経費や復旧に向けた緊急かつ応急工事的な経費などを計上をいたしました。

まず承認第 17 号、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算第 3 号でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21 億 3,131 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 153 億 789 万 2,000 円といたしました。

第 1 表の歳入の補正でございますが、地方交付税を、2 億 7,456 万円増額をいたしました。これは、災害関連の廃棄物処理特別経費として特別交付税を計上をいたしました。

国庫支出金は、公共土木施設、災害等廃棄物処理事業、公営住宅や久崎保育園などの災害復旧補助金など、4 億 4,466 万 1,000 円を増額をいたしました。

県支出金は、災害弔慰金や農林災害復旧費補助金など、9,738 万 9,000 円を増額をいたしました。

寄付金は、農林水産施設災害復旧費にかかる受益者からの負担分、840 万円を増額計上をいたしました。

繰入金には財政調整基金から、10 億 3,490 万 7,000 円を増額をいたしました。

町債は、2 億 7,140 万円を増額計上をいたしました。

次に、歳出についてご説明をいたします。

民生費では、被災者の方の食糧費として 6,300 万円、機械器具賃借料 940 万円、災害見舞金 6,000 万円、災害弔慰金 5,750 万円、災害援護資金貸付金 1 億 900 万円など 3 億 2,412 万 3,000 円を計上をいたしました。

次に、衛生費では、災害廃棄物処理手数料 2 億 9,920 万円、廃棄物収集作業委託料 3,520 万円、中間処理委託料 2 億 1,120 万円、搬出作業委託料 1 億 4,080 万円など、6 億 9,840 万円を計上をいたしました。

次に、災害復旧費では、民生施設災害復旧費で久崎保育園及び久崎老人福祉センターの修繕工事関係経費として、4,086 万円を、衛生施設災害復旧費で下水道施設修繕工事関係経費として 2,000 万円、農林業施設災害復旧費で、農地、農業用施設、林業関係施設の応急対策工事費 1 億円、災害箇所の測量調査・設計関係の経費 1 億 5,000 万円や町単独災害の復旧工事補助金 7,500 万円などの経費 3 億 5,605 万円を計上をいたしました。次に、公共土木施設災害復旧費では、道路・河川などの応急対策工事費 1 億円、測量調査・設計委託料 1 億円など関係経費 2 億 2,685 万円を計上をいたしました。公営住宅災害復旧費では、修繕工事費 8,000 万円や調査設計委託料などの関係経費 9,476 万円を計上をいたしました。教育施設災害復旧費では、文化情報センターや上月体育館の修繕工事関係の経費 5,401 万円を計上をいたしました。その他公共施設・公用施設災害復旧費では、役場本庁・上月支所の修繕工事 5,700 万円、公用車購入や電算機器、庁舎内備品の購入経費 1 億 571 万 5,000



円など、消防防災施設関係では、防災無線受信機購入経費 1,057 万 4,000 円など合わせて、1 億 8,760 万 6,000 円を計上をいたしました。公営企業災害復旧費では、簡易水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、生活排水処理事業特別会計への災害復旧関係経費の繰入金、1 億 2,865 万 8,000 円を計上をいたしました。

第 2 表、地方債補正については、3 ページの表のとおり追加をいたしましたのでご覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

以上が一般会計の主なものでございます。

次に、承認第 18 号、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算について提案のご説明を申し上げます。

台風 9 号により、冠水いたしました本位田浄水場や真盛浄水場をはじめ、本位田水管橋の落橋、給配水管破損等の災害復旧のため、第 1 条において、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 6 億 3,004 万 5,000 円を増額し、歳入歳出の総額を 16 億 7,726 万 8,000 円といたしました。

それでは、補正予算事項別明細について、歳入から説明をいたします。

国庫支出金については、災害復旧に伴う国庫支出金 3 億 1,450 万円を追加し、繰入金 1,554 万 5,000 円、町債 3 億円を追加をいたしました。

歳出では、災害復旧費 6 億 3,004 万 5,000 円を追加し、16 億 7,726 万 8,000 円といたしました。

以上、承認第 18 号、平成 21 年度の佐用町簡易水道事業特別会計補正予算の概要でございます。

次に、承認第 19 号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号についての提案のご説明を申し上げます。

この予算は、第 1 条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出、それぞれ、3 億 3,229 万円を追加し、歳入歳出の予算総額を 10 億 820 万 9,000 円と定めております。今回の補正は、台風 9 号災害復旧工事のため緊急に対応すべき予算を専決し承認を求めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。下水道費国庫補助金、2 億 1,267 万 1,000 円、一般会計繰入金 1,761 万 9,000 円、町債 1 億 200 万円の追加をしております。

次に歳出のご説明を申し上げます。災害復旧費の公共下水道施設災害復旧費では、委託料 1 億 5,750 万円は、日本下水道事業団委託で本復旧を行おうとする、上月浄化センター、上月雨水ポンプ場及び久崎浄化センターの復旧経費で、工事請負費 1 億 5,750 万円は、町で発注する、各処理場にかかる、緊急応急復旧仮工事と、久崎処理区、上月処理区、佐用処理区のマンホールポンプ場の動力計装盤及び、新福原橋に添架する水管橋の災害復旧にかかる工事費が主なもので、内容でございます。

第 2 条は、地方債の発行限度額、1 億 200 万円を追加をしております。

以上、佐用町特定環境、ちょっと、訂正をさせていただきます。元へ戻りまして、最初の予算総額であります。歳入歳出の予算総額を 10 億 820 万 9,000 円と申し上げましたが、13 億 820 万 9,000 円と改めさせていただきます。

以上、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号の概要の説明とさせていただきます。

次に、承認第 20 号、佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 1 号につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この予算は、第 1 条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出、それぞれ、1 億 4,799 万 9,000 円を追加し、歳入歳出の予算総額を 6 億 2,597 万 3,000 円と定めております。今回の補正は、台風 9 号災害復旧工事のため緊急に対応すべき予算を専決し承認を求めるものでござ

います。

まず、歳入から説明をいたします。下水道費国庫補助金、2,750 万円、一般会計繰入金 9,549 万 4,000 円、町債 2,500 万円の追加をしております。

次に歳出の説明を申し上げます。災害復旧費の農業集落排水施設災害復旧費では、委託料 1,000 万円、工事請負費 4,800 万円等は、早瀬浄化センター、小赤松浄化センター及び早瀬処理区、長谷、平福処理区のマンホールポンプ場の動力計装盤及び、亀岩の汚水、水管橋の災害復旧にかかる経費が主な内容でございます。浄化槽施設災害復旧費では、工事請負費を 8,300 万円の追加をいたしております。

第 2 条において、地方債の発行限度額を 2,500 万円追加をいたしております。

以上、佐用町生活排水処理事業特別会計補正第 1 号の概要の説明とさせていただきます。

申しわけございません。また、訂正をさせていただきます。前に戻りまして、最初、予算の総額におきまして、歳入歳出それぞれ 1 億 4,799 万 9,000 円と申し上げましたが、それを 4,000 円に改めさせていただきます。

最後に、承認第 21 号、平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算について提案の理由を申し上げます。

台風 9 号の災害により、久崎浄水場や大酒浄水場、中区加圧ポンプ場の冠水及び上月橋上流の水管橋の落橋等による施設復旧のため、第 2 条の資本的収入及び支出において、収入の第一款、資本的収入の内、企業債、国庫補助金を 1 億 4,747 万 3,000 円追加し、1 億 6,054 万 3,000 円に、支出の第一款、資本的支出を 1 億 5,924 万 6,000 円追加し、2 億 2,848 万 9,000 円に増額するものでございます。

第 4 条では起債の目的を上水道事業災害復旧事業費、起債借り入れ限度額を 7,180 万円に、利率を 3 パーセント以内に定めております。

以上、5 件の専決予算を一括してご説明をさせていただきました。ご承認をいただきますようお願いをし、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 承認第 16 号ないし承認第 21 号について、当局の説明が終わりました。

本件につきましても、本日即決いたします。

これより承認第 17 号から順次、質疑及び討論・採決を行いますのでよろしくお願いをいたします。それでは、質疑のある方。

それでは承認第 17 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算第 3 号、専決第 17 号の質疑に入ります。

〔石堂君「議長、議長、質疑、質疑」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） 今、これから、これから。

17 号の質疑に入ります。それでは、質疑のある方。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） 石堂議員。

1 番（石堂 基君） すいません、ちょっと早とちりしてまして。

専決ということで、既に応急的なもの、緊急的なものの対応ということで、その内容についてなんです、お伺いをしたいと思います。

ページ 10 ページの衛生費の関係であります。他の公共土木、それから農業災害等についてもですけども、非常に災害復旧の関係で多大な経費を占めるところで、こうした一般廃棄物の処理、それらの収集なりの作業が出てこようかと思います。既に、町内4カ所の集積場なんかで、処分、収集し、それから処分が開始されていると思います。ともすると、この緊急的な対応という中で、比較的、その単価ですか、経費を十分に精査しないまま、処理を急ぐというようなことが起きてきます。金額的に見れば、総額が7億近いお金ということで、相当、その単価の精査をすることによって、復旧費を削減することができます。その観点から、今、現在の状況をお伺いしますが、主に、搬出されたごみについては、可燃、不燃、それから電化製品、木材、それから鉄骨材等があらうかと思います。これらの予算計上なり実際動き始めている内容で確定できる部分については、その数字でお答えをいただきたいんですが、概ね、処理見込み量、それから、その具体的な最終処理方法ですね、処理先、それから、それらの処理方法に基づく単価、これについて、教えてください。

それから、もう1点、上月町民グラウンドに集積されておった、瓦礫、木材なんかは、もう既になくなっておるんですけども、周辺住民からの、いろんな悪臭であるとか衛生上の問題があって、緊急にクリーンセンターの方に移送をしたというふうな説明を聞いておるんですけども、この移送に関する単価ですね、それについても付け加えて、回答をいただきたいと思います。

議長（山田弘治君）                      はい、クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長（谷口行雄君）      ただ今、石堂議員さんのご質問ですけども、今回の、ごみにつきまして、ご質問のように大量のごみが発生いたしました。当初、クリーンセンターと、上月町民グラウンドとか、池田化成さんとか久崎の工業団地のグラウンドとか長谷の長谷盛土場、その6カ所にごみを集積いたしましたけれども、今も言われましたように、急遽、民家が近いこともありまして、上月町民グラウンドにつきましては、ハエ、蚊とか臭いとか悪臭とか、ほこりとか、そういう物が若干こう電話も入って来ましたので、早急にクリーンセンターの方に移送する、横持ちするということでやっております。昨日、全部移送いたしましたして、残りは、電化製品だけ、今残ったような状況になっています。

それぞれ、ごみにつきましては、いろんな種類に分かれていくわけですけども、可燃ごみ、不燃ごみ、その他、廃家電、それからタイヤ、ガスボンベ、それから消火器、ドラム缶、そういう形で、いろんな物がごみとして出されております。それぞれの所に、一応出すわけですけども、特に、一番大量に出て来る可燃物につきましては、現在、解体ごみの中でも畳とか木くず、柱、そういう物を一番に処分をいたしております。これは、近隣の県下の自治体さんをお願いを申し上げまして、近くでは、姫路、相生、たつの、遠くでは、尼崎とか神戸とか、そういう自治体の焼却センターに、持って行って処分をするという形になっています。

金額につきましては、運搬は、もうあくまで、10トンダンプ、深ダンプ、1車何ぼ。4トンダンプ1車何ぼ、というような形の契約をしていくつもりです。

それから、焼却処理につきましては、各自治体の条例どおりの処分、1トン1万円とか、1トン6,000円とか、それぞれの自治体によって違いますけれども、それぞれの自治体に合わせた形で、焼却処分はしていくつもりでございます。

それで、現在、今やっております、最後に残っています混合ごみの問題ですけども、これにつきましては、そのままでは、自治体さんも受けてもらえない要素がございまして、若干、破碎とかふるいとか、選別とか、そういう、いろんな諸々の工程を踏まえまして、

各自治体で受けてもらうように考えております。

そういうところで、廃棄家電につきましては、リサイクル法に基づきまして、きちっとした形で出すような予定もしております。

ちょっと、質問とあれとは、

〔町長「木材関係は」と呼ぶ〕

クリーンセンター所長（谷口行雄君） はい、すいません、木材関係につきましても、いろいろと業者からの紹介もありましたけれども、有料とか無料とか、いろいろあります。最終的には、有価で出すと、いくらでもお金になればいいなということで、有価ということで、バイオマスによる、そういう燃料化の方に、破碎をして、搬出するように、今、決めています。

以上で、よろしいでしょうか。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 方向じゃなしに、僕聞きたかったんは、適正な経費と言うんか、そういうようなものが検討されているかということで、特に、既に動いている、例えば、木材関係なんかも、もう既に破碎が始まっているのかな。それから、可燃ごみとか不燃ごみ、クリーンセンター覗いた時に、もう破碎作業なんかが始まってるので、その破碎選別作業が、例えば、その立米だと思うんですけれども、立米単価が幾らなんやと。それから、可燃ごみについては、神戸、姫路等の、その自治体なんかの受入もやっているという、その方向で考えているということなんですけれども、ザクッとトン当たり 1 万から、あるいは 6,000 円からというような話じゃなしに、一体いくらで、決めておるんですかという話を聞きたいんです。で、実際、物が動いているということは、もう既に単価が決まっているということだと思うんで、そのあたりの正確な単価をお答えください。

それから、これ最後に聞いたと思うんですけれども、上月のグラウンドから、通常、横持ちというんですけれども、クリーンセンターに持って行っている分ですね、これ、1 台当たり幾らというふうにザクッと答えてあったんですけれども、その幾らっていう値段が知りたいんです。

議長（山田弘治君） はい、クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長（谷口行雄君） 1 つ目の各単価につきましては、予算上も挙げてますが、当初の予算では、1 万 8,000 トンほどのごみを予定してましたけども、若干、今、家の解体なんかもありまして、2 万トンは、超えておるんじゃないかと思います。

単価につきましては、参考にした、数字ですけれども、16 年の 23 号台風で豊岡市さんが査定を受けておられます。その時も 3 万 5,000 トンのごみの量で参考にしまして、だいたい 1 トン当たり 3 万 4,000 円前後が基準になっておりまして、私とも、そういう形で、それ以上に上がると民間委託とか、そういうのも検討すれば、民間よりも自治体に持って行く方が、若干安くなるんじゃないかということで、それを基準にしております。

それで、まだ明確な金額的なものはないんですけれども、それを含めて、例えば、自治体は 1 万円。それから、運搬が、トン 1 車 5 万円として、7 トンか 8 トン積むと、1 車当

たり 6,000 円か 7,000 円、それで 1 万 7,000、8,000 円。残り分別、ふるいとかで、1 万 3,000 円ほどになれば、ざっとトン当たり 3 万円ぐらいというような形でなるんじゃないかなと思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） センター長ね、少なくとも予算使って執行している経費ですから、既に、クリーンセンターのところに、グラウンドから、大型のでか箱のダンプで何台も行きました。それいったい幾らで話しとんですかと。とりあえず、ザクッと終わってから、金また言うてという話じゃないでしょ。走らす前に、横持ちさせる前に、

〔町長 挙手〕

1 番（石堂 基君） 町長、待ってください。

決めているでしょ。例えば、それね。具体的に経費、単価教えてくださいというのは、それを 1 日当たり常用でいくらにしとんやとか、1 台当たり幾らにしとんやとか、動かしたごみ立米当たり幾らにしとんやとかいう、その単価を教えてくださいということが、まず 1 つ。

それから、既に、そのクリーンセンターに、民間の方の破碎機なんかも持ち込まれて、破碎作業、選別作業が始まっている。じゃあ、それが、どういうごみ、可燃ごみをしているのか、選別不能な、ようは、最終処分場に持って行くようなやつのを破碎、選別しているのか。で、その作業自身を立米幾らで業者に任せているのか。作業員見たけど、クリーンセンターの職員じゃないですからね。当然、民間の方が、来られてやっていますから。

それから、鉄材なんかも、引き取りされてますよね。鉄材が引き取り先がどこで、単価がいくらなんですかと。既に、動いている物については、契約先と単価と普通に決算なんかで説明していただける内容ぐらいまでしていただきたいというふうに、1 回目の質問で、僕は、したはずだと思うんですけども、再度お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ごみの処理につきましてはですね、これは、非常にたくさんごみが出て、これを処理を、ある意味ではしながら、最終的にですね、国の、これは、国庫、国から補助金をもらう。そして、特別交付税をいただくという形になりますので、そういう手続きを、きちっと最終的にはしなきゃいけない。

ただ、やはりそれをするためにはですね、全く、そのまま置いておいたままですね、全ての契約を終えて、それから、用意ドンでスタートするというわけにはいかない部分がございます。既に、ドンドン、ドンドン、ごみが入って、それを処理をしていかなきゃいけないと。

で、基本的には、まず最初に行っているのは、これまで、通常で、ごみを処理委託している、クリーンセンターにおける、今、通常の資源化ごみ、不燃のごみなんかは碧木商店にお願いをしているわけです。そういう流れの中で、とりあえず入って来たごみの資源ご

み、金属ですね、こういう物につきましては、できるだけ早く分別をして、もうそのまま搬出をしていただく。これは、資源ごみとして、経費、無料で持って出てくれるわけです。

で、後、そのごみの分別、先ほどセンター長言いましたように、分別作業と、それから運搬、そして、可燃については焼却する、そういう作業があります。ただ、分別をするだけでなくって、その焼却先において受け入れていただくようなごみにしなきゃいけない。これは、ごみの分別の精度と、それから破碎する、そのごみの大きさですね、こういう物を、その分別先に合わせた物にしていかなきゃいけない。で、これについては、受け入れ先をですね、県の方をお願いをして、それぞれ関係の近隣、近隣と言っても、直ぐ近隣だけでは間に合いませんので、県下の自治体に要請をして、どれだけの量を受け入れていただけるかということを、今、調整をして、それに合わせて、今後、破碎をし、搬送をしていくという、そういう計画を作らせております。

とりあえず、その業者については、大きく、いろんな業者さんがやらしてくれと言って来られます。実際に、それは、少なくとも、法律に基づいて、そして、きちっと、そういう国庫補助が受けれるような体制を組める。そういうことじゃないといけないということで、業者の見積もりを取っております。

実際に、既に、そういう中から、今、破碎機を持ち込んでですね、やっていただいている所については、もう、そういう、その木材については、これは、燃料としてですね、出していくと。一番安い方法ですね。クリーンセンターにおいて、燃料として粉碎をして、これは無料と言いますか、有価で、トン、例えば1円でも有価として出さなきゃいけない。そういう形で出しております。

それから、とりあえず自分とこのクリーンセンターで燃やせる所は粉碎をして燃やしております。これから、各自治体に対して、そういう形で受け入れていただける所、この価格については、先ほど、所長も言いましたように、各自治体によって、マチマチです。高い所では、1万円以上になりますし、安い所では、6,000、7,000 円の所もあるということです。

それぞれ、それに係わる運搬、運搬は、運搬で、その指定された市の運搬、許可を持っている所、その所に委託をするという、それぞれ分けてですね、委託を、契約をしていくという形になります。

そういう運搬費とか、そういう物につきましてはね、やはり1つの基準というんか、そういう物があるようで、これは、そこの規定に基づいたものとして契約をしていくという形になろうかと思えます。

それから、残りました、今言う、それぞれの破碎をした分別をする作業、これについては、一応、後からになる部分もありますけれども、それ全体の経費、見積もりを取って、その契約、精査をして契約をするという形になろうかと思えます。

実際に、一括して、全てのごみを一括して処理するんじゃなくって、ごみの処理につきましては、そのごみの種類にもよりますし、内容により、また搬出する先、そういうことを含めてですね、いろいろと違いますので、そのへんは非常に難しい状況ですが、県の方にも、このへんは、これまでの災害をされた所との例を聞きながら、指導を受けながらですね、やっております。

一番は、大きいのは、混合ごみで、そのままで持って来てもいいという神戸市さんなんかのような所があります。それは、それで、1日に、例えば、20 トンなり、そういうトン数があるんですけども、分別せずに持って行ける所もございます。だから、その中から、一番安い方法、安価になる方法を考えてやっているということです。

それから、生木とかですね、そういう物になりますと、この近くにありますチップやります、ライフオスさんらが引き取るというふうに言っているというふうにしております。ですから、

チップになる分については、そういう近くの処理会社の方にもお願いをすると、そういう形で考えているところです。

議長（山田弘治君）            はい、他に。

1 番（石堂 基君）            いやいや、他にじゃなしに、横持ちの単価。

議長（山田弘治君）            何、もう 1 回。

1 番（石堂 基君）            破碎選別の単価は、終わってから精算するって町長言うたったけども、グラウンドからクリーンセンターに持って行った横持ちの単価。

議長（山田弘治君）            はい、クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長（谷口行雄君）    上月町民グラウンドからクリーンセンターに関しては、今、言いましたように、分別、その中での、一環の作業として、運搬といたしましては、自治体関係に持って行く運搬でありまして、横持ちの分につきましては、その分別、破碎、その関連の中での経費として一緒に計上をしたいと思っております。

1 番（石堂 基君）            ということは、金額決まってないということですか。

クリーンセンター所長（谷口行雄君）    はい。

1 番（石堂 基君）            はい。

議長（山田弘治君）            はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君）            はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬゑ君）            緊急の災害復旧の費用ということですがけれども、1 つは、公共施設、ここの本庁舎、それから保育所、それから老人センター、それから文化情報センターなど、他にもありますけれども、その復旧費として計上されているわけですがけれども、水に事実浸かって緊急、応急としてやられるわけですがけれど、これは、本当の原形の復旧ということで、台風の時期も近づく、今から近づくわけなので、そういう点では、この応急処置が、そういう無駄にならないようにしなくてはいけないと思うんですが、その点についてお聞かせいただきたいというのが 1 点。

それから、もう 1 点は、車について、それぞれ予算書の中で自動車賃貸料であるとか、そういう形で計上されているんですがけれど、その状況は、たくさんの車が使えなくなったりしているということが、報道されておりますので、そういう実体について今回の予算計上の中で具体的に示していただきたいと思います。お願いします。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君）

総務課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 復旧につきましては、予算、庁舎等災害復旧費の中では、本庁、それから上月支所、これについては、1階部分は全て被災受けましたので、そういった経費と、それから、本庁庁舎のコンピューター関係も全てやられています。そういった物の経費、そういうものを挙げています。基本的には、事務が本庁、支所ともに、事務ができるという体制で、以前の状況復旧、ともかく以前の状況の復旧ということで、今、予算計上して取り組んでおります。

それと、自動車の関係ですけれども、今回、自動車については、この予算の中では、庁用自動車ということで43台更新ということで、予算計上させていただいてますけれども、実際は、エンジン、その当時かかった分についても、やっぱり水没しているということで、次第に、自動車等も途中でエンジンがかからなくなったりとか、そういったことも起きています。今のところ約60台、約60台がそういった状況です。

今回、専決で予算を計上させていただいてますのは、先ほど、言いましたように、43台更新ということで、挙げさせていただいてます。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君）

はい、平岡議員。

18番（平岡きぬゑ君） 農地、農林関係とか、公共土木、道路関係なんか、動かせる物ではないので、それを災害被害に遭った所を元の状態に戻していくというのは、緊急の予算計上で当然のことですし、なんですけれど、いわゆる公共施設の場合は、その場所でなければならない、今までと同じようにするという形の農地であるとか、そういう道路関係と同じ扱いの復旧になっているのではないかと、役所なんか見たらね、現実にはそうんっているもので、そのへんは、復旧に当たって、基本的に、そういうかけたお金が無駄にならないようにしていかなくっては、いけないと思うので、そういった点の考え方について聞かせていただきたいというのが質問だったんで、もう一度、その点お願いしたいのと・・・

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君）

はい、町長。

18番（平岡きぬゑ君）

まだ、

議長（山田弘治君）

まだ、はい。

18番（平岡きぬゑ君） もう1点は、農業関係では、特に、復旧で、町の単独、町単補助の関係が、12ページに掲載されていますけれど、これは、議員協議会の中で町長は、いわゆる個人負担を災害の場合15パーセントということをやられているんですけども、今後の、いろいろな計画の中で、住民の方の負担を、極力少なくして、農業などについても、希望が持てるような、そういう対応を望むところなんですけれど、改めて、町単の補助の関係の地元負担の軽減について、回答をお願いします。

議長（山田弘治君）

はい、町長。



町長（庵逄典章君）　　今回ですね、専決させていただいた予算につきましては、本当に災害直後のですね、状況の中で、緊急に必要な経費ということで、挙げさせていただいておりますのでね、中、まだ、非常にまあ、その、これから、これを実際に実施していく中で、足りない部分、まだ余分な分がとかいうようなことで、まだまだ精査したものではないということを、まずご理解いただきたいと思います。今後、次の補正予算にも、また新たに追加計上させていただいたり、また、今後の、この復旧の、いろいろと取り組みに当たって、また、予算を緊急に専決させていただいたりというような取り組みを、形を取らせていただかなければならないということです。ですから、今回、今日、今、専決でご承認いただきたいというのは、本当に中身は、非常に、もう大雑把なものとならざるを得ないという点については、ひとつご理解をいただきたいと思います。

それから、農業、その農地とか、被災されて、いろんな復旧に当たりましての今後の取り組み方ですけれども、当然、これは国に対しても、早く激甚災害の指定をお願いしたいと、そういう基本的に災害として取り組む、査定を受けれる、認定を受けれるものについては、そういう公共災害としてのですね、形で、早く復旧をし、町の負担も少しでも軽減していただきたいというふうに思っております。ただ、それまで当たらない部分が、非常に件数が多いということです。今後、どれぐらいのですね、費用がかかってくるか、こういうこともですね、当然、早く、総額を、だいたい概略をつかみながらですね、被災された皆さん、また被災力所の復旧について、少しでも負担軽減ができるようにね、取り組んでいきたいと思っておりますけれども、そのなんせ、規模が非常に大きいわけで、実際、町の財源、財政とも十分将来的な見通しも立てながらですね、考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（山田弘治君）　　はい、他に。

〔西岡君　挙手〕

議長（山田弘治君）　　はい、新田議員。

2 番（新田俊一君）　　今、町長や皆さんからの、いろいろとこう、質問なり、いろいろとされておるわけなんですけれども、21 億 3,131 万 7,000 円の追加予算になっておるわけなんですけれども、町長も、この前の（聴取不能）の議員協議会の時に、各戸について、いろいろとこう、段階的に支払うというような状況の話をされたわけなんですけれども、あのような低額な金額ではね、とてもやないけれども、佐用町から出て行ってしまうというような人も、いろいろと話聞くわけなんですけれども、勿論、商工会の中でも、いろいろと、店を辞めてしまうというような状況の方もたくさんおられるわけなんですけれども、そこへんのところの、とこよう見るわけなんで、見さしていただくのに僕も、ちょっと分からないんですけれども、ちょっと、あまりにも低額なこと言うんですか、配慮が、ちょっと薄いんじゃないかなと思います。

特に、被災者については、明日、米を買う金もないような方も、中には、おられると思うんで、是非ともそういった方への支援を、もう少しこう、手厚くね、してあげたらどうかな、予算書見たら、ちょっと少ないんじゃないかなと思うわけなんですけれども。

それと、もう 1 点、10 ページの、今、石堂議員がおっしゃっておったわけなんですけれども、これなんですか、災害廃棄処理手数料ですか、2 億 9,920 万円ですか、これ手数料

で何が入っておるんか、これすごいお金になっとうわけなんですけどね、手数料ということで、役務費とは書いてあるんですけども、こういったようなことがあるんか、それちょっと内訳もお聞かせ願いたいんです。

議長（山田弘治君）                    はい、町長。

町長（庵道典章君）                    いろいろと被災された方へのですね、支援という中で、町独自と言いますか、町単費で行っていきける部分、これは、町の財源が、大きなものではありませんから、基本的には、まずは、その公的な、いろいろと、これまでの災害を踏まえた中で、国も、少しずつですけども、ああいう自然災害の被災者に対する支援制度というものが作られてきた。そういう中で、まずは、その支援制度をですね、できるだけ被災者の方に活用していただけるように、支援ができるように取り組むということで、今、やっております。これが、災害救助法に基づくですね、例えば、住宅の応急修理であったり、また被災者の生活再建支援法に基づく支援金、大規模、全壊であれば、最高 300 万円でありますとか、大規模であれば、250 万円ですね、ただ、半壊とかですね、また床上浸水等につきましては、これは、その支援法に基づく支援がありませんので、これにつきましては、県の方にも、いろいろと要請をして、県と町で、それを補完するということでの半壊につきましては 25 万、床上浸水につきましては 15 万とか、その程度にもよりますけどもね、そういう制度を作っていたいたと。ですから、これも、町が、県が3分の2、町が3分の1を持って、支援をやっているわけです。

それから、そういう商売されている方が、それぞれの仕事の再建については、中々大きなお金がかかります。だから、それを町が直接支援をするというのは、中々できませんので、県と国としてもですね、これは融資制度というものを活用していただくということで、いろんな融資制度を、一応、相談をさせていただきようわけです。それは、1つは、それに対しての利子ですね、利子補給をする。その利子についてもですね、これは町が負担をするわけです。県と町とで負担をしていくわけです。そういう面で支援をしていると。ですから、後、直接的にはね、昨日からお届けしている見舞金。これを今回の補正予算で、一応は、6,000 万円ということで挙げてますけれども、実際には、その後、件数が増えております。判定も高くなっておりまして、足らないということで、また9月の補正、新たな補正も出させていただいております。

町としては、被災者に対して、できるだけの支援をしたい。また、直接的に経済的な支援もしたいと思うんですけども、しかし、これから、そういう、その限られた1つの財源っていうのは、基金とか、そういう物しか、あてにできないんですけれども、今、直ぐに、確にお金がある。生活が大変だというのは、確かに分かります。ただ、町として、これから長く、やっぱし、皆さんに、町としては、しっかりとした行政の支援、サービスをしていかなきゃいけない。この災害によってですね、非常にまあ、財政が厳しくなっていくことは、間違いありません。当然、そういうお金も支出もしていきますし、出していかなきゃ基金も取り崩していかなきゃいけない。一方では、収入の方におきましてですね、これは、やはり、それも支援の1つですけども、税の減免でありますとか、使用料の減免、いろんな形で、町の収入も、相当減収に、これからなってます。ですから、収入、町の収入については、後、当然、交付税でありますとかね、いろんな費用については、特別交付税等に、どれだけ見ていただけるか、それ要請して、少しでも多くの、そういう収入、国から、県からですね、いただけるよう、支援していただけるように頑張っていくんですけども、しかし、自前の、町としての、やっぱし、基本になる収入っていうのは、非常に、これから少なくなる。そういう中で、こうお金を支出して行く上でですね、

やはり将来、本当に町が赤字になって、財政危機という形が続いて、財政が破綻していくようなことになればですね、これは、全ての町民の皆さんに、また大きな、新たな負担をかけてしまうということにもなります。そういうことを、十分勘案しながらですね、できるだけの支援をしていきたいと、いうふうに考えておりますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

この委託処理費ということですが、これは、いろんなごみの処理するには、家電のリサイクル法に基づく処理委託をしたりですね、その各自治体に、それぞれ委託をして燃やしていただいたり、焼却していただいたりですね、そういう形での委託費というのがたくさんかかるわけです。ごみの処理につきましてはね、だから、それだけではない。その総額、運搬費でありますとか、分別費用でありますとか、そういうもの含めて、今、計上しておりますが、7億近いものを計上しておりますけれども、これは、認められる分については、国庫が2分の1、その残りにつきましては、約80パーセントぐらいを特別交付税で、これまでの例では、見ていただいているということになっております。

以上です。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、新田議員。

2番（新田俊一君） 最初の、ちょっとこの災害廃棄物処理手数料いうていうのは、非常にこう困惑な状況になっとうわけなんですけれども、これは、どういったことに掛かるのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、それを言うたんですけれども。

2番（新田俊一君） 委託料で、（聴取不能）だけれども。

町長（庵逄典章君） その委託だけじゃなくて、ちょっと、ほなもういっぺんセンター長から説明させます。

議長（山田弘治君） じゃあ、クリーンセンター所長。

クリーンセンター所長（谷口行雄君） 失礼します。

予算挙げてます、災害処理の処理手数料2億9,000万ほど挙げています。これにつきましては、今も町長も言われましたように、今回、出ましたごみにつきましての、焼却処理に持っていきます、今現在では、各自治体、言いましたように、相生、たつの、姫路とか、神戸とか、そういうところで持って行って燃やしてもらう手数料でございます。これは、条例に基づいて、そのまま、トン1万円とか、1万4,000円とかあるんですけれども、それから、今、言いましたように、この時点では、ひょっとしたら、量の問題で、民間にも持っていかなあかんような状況も踏まえまして、予算を、ちょっと高めに置かせてもらっております。

それから、今、言いましたように、リサイクル法に基づきます廃家電、冷蔵庫とかテレビとか、そういう物が出ますので、それにも、だいたい1台当たり2,300円から4,300円、

大きな物から小さな物まで、そういう形で、ちょっとリサイクル券いうのを購入しなければならないので、それも含めて計上したら、2億9,900万ほどになっております。

以上です。

〔新田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、新田議員、新田議員どうぞ。

2 番（新田俊一君） 町長から、非常に詳しくお聞きしたわけなんですけれども、今後とも、町長も昼夜問わず、9日から今日現在まで大変ご苦勞をなさっていると思います。しかし、その中でも国とか県とかに十分、よくお願いをされて、是非、たくさんのお金をもらって帰っていただけるように、強くお願いしまして終わります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） 鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、7ページお願いいたします。7ページでは、寄附金の関係で、先ほどから出ています農業災害の関係で、予算的には1億円ということですね、寄附金として840万ということは、受益負担が8.4パーセントということですが、これは激甚指定されれば、1億円の設定自体は仮の設定ですが、どのくらいで見込めるのかというのが1点。

それから、次の8ページ、町債の関係では、これは、災害復旧の事業債の関係での、いわゆる交付税算入の率ですね、どのようなことになっているのか、メニューによって、その率も違うのかどうか、そのあたりを、まず伺います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） まず、最初にですね、寄附金でありますけれども、これは、農業災とかですね、その復旧したことによる受益者の負担をですね、寄附金としてちょうだいさせていただいております。

で、激甚になればですね、通常は、農地はですね、50パーセント、農業用施設はですね、65パーセントの、通常は補助率でありますけれども、それがですね、補助率、増高申請という手続きをですね、年明けにさせていただきます。その1年間の災害のあった状況等を、それからですね、過去の災害、その災害が、費用がですね、自己負担的に、個人的に、どれぐらいの負担になるのか、そういういろんな計算式がありましてですね、増高申請という補助率を高率にさせていただく手続きがあります。それをしますとですね、通常は、農地についてはですね、90ぐらいですかね、それから施設については、90、もう少し上がってこようかと思います。それプラス、激甚に指定されればですね、また、その激甚の指定になった計算式によって補助率がプラスアルファになってきますので、だいたい95近くか、95を超える場合もあろうかと思います。そういう中で、補助率が決まった後ですね、最終的に、受益者負担をですね、国の補助の災害については、受益者負担をですね、求めていくということになろうかというふうに思います。

また、国の補助にかからない小災害についてもですね、その受益者負担というものをですね、寄附金としてちょうだいさせていただきたいというふうに思っております。

〔災害復興対策室長 挙手〕

議長（山田弘治君） 対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） 地方債の関係の交付税算入ですけれども、今回、この専決で、町債の中で、交付税算入を見込んでおりますのは、補助災害関係につきましては、当然、10 節の農林業施設、それから 15 節の公共土木施設、これにつきましては、農林業関係につきましては、国庫の補助残の 80 パーセントが充当されます。その残りにつきましては 95 パーセントの交付税算入を見込んでおります。これは、元利償還金に対する 95 ということで、同じく、公共土木施設につきましても、同様に国庫補助を除きました残り 100 パーセント充当になりますので、残りの 95 パーセントを見込んでおります。

それから、5 節の民生施設、それから、35 節の社会教育施設、50 節の庁舎等の災害関係、これにつきましては、民生施設につきましては、国庫補助対象にはなっておりますけれども、地方債、この交付税算入につきましては、単独債の扱いをされます。その関係で、補助金を除きました、残りの充当関係、100 パーセント充当されますけれども、交付税は、その 50 パーセントを算入されます。で、50 パーセント分の 95 パーセントということで、元利償還の 47.5 パーセント相当分を交付税算入見込んでおります。同じように、35 節、50 節につきましても、単独災害扱いになりますので、元利償還の 47.5 パーセントを見込んでおります。その他、民生債の 25 節の災害援護資金の、これ貸付、それから、同じく災害復旧の 7 節の衛生関係、これは、全くの単独ということで、今のところ交付税算入は見込んでおりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 例えば、災害援護資金貸付事業債なんかは、これは、100 パーセントじゃないかというふうに思うんですけど、どうなのでしょう。

それから、2 点目に、9 ページの災害救助費の内訳の中で、勿論、概数なんでね、きちとならんわけですけども、例えば、国県支出金で、財源内訳で、5,100 万円、5,183 万円ですね、ということなんだけれども、例えば、災害弔慰金が 5,750 万ということは、4 分の 3 は国県負担ですから 4,312 万円、これだけでも 4,300 万円で、後の国県支出金が 800 万円しかないわけだが、食糧費 6,300 万円、災害救助法に基づく食糧費であれば、1 週間は、まず国が見て、その後は、大臣の決定で延期できるということになっておるんですけども、そういうことから見ていったらね、救助法の関係で見ていったら、いくら概数にしても国県支出金の、5,183 万円というのは、あまりにも、少なすぎるんじゃないかというふうに見ざるを得ないわけですけども、そのあたりは、どういうふうに見ておられますか。

議長（山田弘治君） はい、災害復興対策室長。

災害復興対策室長（長尾富夫君） それでは、私の方から、災害援護関係の貸付事業債、これ

につきましては、県の貸付、無利子貸付を予定しております。充当率は、100 パーセント見ておりますので、8 ペーシの災害援護資金の貸付金 1 億 900 万円、これを丸々、この貸付の財源として町債で見ております。

議長（山田弘治君）                    はい、他に、

〔岡本義君 挙手〕

議長（山田弘治君）                    岡本・・・

〔鍋島君「それと、もう 1 回、もう 1 回。財源内訳、少なすぎるんじゃないかいう、災害救助費」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君）                    はい、財源内訳。

〔住民課長 挙手〕

議長（山田弘治君）                    住民課長。

住民課長（木村佳都男君）            食糧費関係の財源内訳ですけれども、歳出側では、6,000 万ほど挙がっております。ただ、この人数的な関係上、歳入側では、先ほど、言われましたように、1 人当たり 1,010 円の人数分、それから日にち等も少なく、歳入側の方では見積もっております。食糧の供給の期間をとりあえず、この時点では、7 日間という形で限定して切っておりますので、歳入側の方が少なくなっております。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君）                    はい、町長。

町長（庵逄典章君）                    先ほどからも言っておりますけどもね、ここの中で、細かくこう、いろいろと、その数字のですね、こう精査、内容をご質問されても、実際に、できるだけ、これは救助法に基づくように、国にもいただきたいとか、県を通して、いろいろと調整してます。しかし、予算として挙げているのは、こういうことで、実際、その食糧費にしてもですね、1 日、1,000 何ぼですけれども、実際に、1,400 円、1,500 円ぐらいかかっておりますし、人数分もですね、非常に増えております。長くやっております。これを、特認もあるんですけれども、中々国としても全てを認めてもらえるというような状況ではありません。ですから、町としても、当然、いる物は挙げていかなきゃいけない。歳入については、今後、そういう補助なり国の支出、それについては、最大限の努力はしていきますけれども、中々、それが、見通し、確定が、見通しが立たないという部分もありますのでね、その点は、1 つ、現段階においては、ひとつ、あまり、そのところを、あれを言わないでいただきたいなと思うんですけれども。

議長（山田弘治君）                    今、町長の方から発言がありましたけれども、詳細については、まだ、そこまでいかないということもありますので、できれば、これで、この一般会計について、補正予算については、質疑を打ち切りたいと思いますけれども、岡本議員で最後に

させていただきます。

4 番（岡本義次君） 補正を組まれてですね、今、専決の分についてはですね、だいたい、分かっておる大雑把な分が出ております。これらについては、専決でございますんで、今さら、まだ激甚認定の災害等受けてないわけでございますんで、中身が若干変わってくると思いますんで、私は、もう異議なしということで、お願いしたいと。

それと、山田理事に、ちょっと聞いてもらいたいんは、久崎がですね、千種川と佐用川の交錯しております。それで、円光寺も秋里川と佐用川交錯しております。そして、中上月、下上月が目高川が交錯して、そういう3カ所については、上郡の鞍居川が、千種川が出た時に鞍居川がはけないために、本町が、本町が浸かってですね、今、大規模なね、いわゆる抜本的な改修をしてくれております。ですから、これらのところについてはですね、私、今の特別委員会の中で、詳細については、詳しく述べさせていただきますが、知事の言われておる安心・安全なまちづくりで、住める状態でないんですよ。

ここに円光寺の、総務課長おりますけれど、20年に4回切れたんですよ。ですから、そこら辺もついてね、こういうひとつ、特別委員会の中で、また詳しく申し上げますけれど、頭によく置いていただいて、大改修、上郡は、学校を移転してまでも、1.5倍の川幅を広げてでもやってくれております。ですから、佐用についても、是非お願いしたい。

この専決については、異議ございません。通してください。

以上です。

議長（山田弘治君） はい。

〔山本君「ちょっと、1個だけさせてよ」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） 山本議員、ほなら。

11 番（山本幹雄君） 8ページと9ページにある、貸付金事業がありますね、1億900万円。それで、これまあ、よく言われたんが、ちょっと限度額何ぼかということで、これ限度額、今、実際出てますけども、1人350万円、でも実際問題、今、私の近くでも、家たくさん、もうつぶしてます。4軒か5軒、私の集落だけでもつぶしてます。これ建て替えるとなると、結構なお金がいるわけです。けども、建て替えざるをえないという状況の中で、後どうしたもんかと言われながら、もうつぶすだけはつぶしたと言われる人がおる。そういう中で、この350万円の貸付だったら、家を建てられないというふうに、こう言われるわけです。ここを何とか、もう少しこう、限度額350万円じゃなくして、もう少し、何とか上げてもらえるような方法を、今後、考え検討してもらえないかということなんです。じゃないと、家はつぶしたが、仮設には入っている。じゃあ、あんた、その後どうするの言うて、いや、まだ分からんのや言うて、この状態が続くようだったら、将来、佐用町に住めるかという、若い子でも住めない。実際問題、若い子でも、近くの子でも大阪の方へ行ったりしているし、遠くの方から学校があるから、子どもの学校があるからということで、通わしてあげる子もいてる。家は、建てたいけれども、建てられないという状態があるということで、ちょっと、もうちょっと限度額の方を、今後、検討できないかということだけ、ちょっと町長にお願いしたいと思います。ちょっと、返答の方をお願いします。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 災害援護資金の貸付金ということなんで、これは法律で決まっている、生活再建で家を建てるというね、までのことまでは、みてありません。当然。家財とか、当面の生活費ということでの援護資金ということです。ただ、貸付融資制度は、住宅は、住宅で、他にもあるわけで、それは、この貸付金の、この援護資金というのは、それこそ、貸付の条件というのは、非常にね、保証人もいないとか、いろいろと一番直ぐに借りれる資金ということで、まず町として挙げてますけれども、その他に、いろんな種類の融資制度等があります。できるだけ有利な物を活用いただいて、何とか再建していただきたいと思うわけですが、そういうことについて、相談室の方で、いろいろと相談をさせていただいております。

これ、今言われる、ここに挙げて来た、今日、補正で挙げているものにつきましては、この災害援護資金貸付金という中での貸付ですので、それだけしか挙げておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

議長（山田弘治君） これで、本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。次に、賛成討論の方ありますか。ほかに、討論が、ありませんか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと、認めます。これで本案についての討論を終結いたします。

これより、承認第 17 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
承認第 17 号を、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、挙手、全員です。よって、承認第 17 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算、第 3 号、専決第 17 号は、原案のとおり、承認をされました。

暫く休憩いたします。再開を 1 時といたします。よろしく願います。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 01 時 00 分 再開

議長（山田弘治君） 休憩を解き再開をいたします。

続いて承認第 18 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、第 3 号、専決第 18 号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） 笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） すいません、4 ページなんですけれども、工事請負、15 節の工事請負金ですが、この内訳というか、どこをどのようにされたのか、お尋ねします。4 ページ。



議長（山田弘治君） 水道課長。

水道課長（野村久雄君） それでは、お答えします。工事の請負金、6億355万ですが、その主なものは、佐用の本位田浄水場、これが冠水しまして、約5億を予定しております。それから、後は、本位田の水管橋、これが30メートルの物が流出しまして、それ3,000万。それから、横坂の取水場も3,000万を予定しております。それ以外に、桑村の取水施設も被災しております。それが、500万予定しております。主なものにつきましては、以上です。

その他には、管渠の流出。それから保温施設、管の保温をしておりますけれども、その流出。それから、橋梁添架等にあるんですけれども、空気弁といって、空気を逃す施設があります。その、それが破損しております。そういう物合わせて、6億3,055万を計上しております。

以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） 笹田議員。

5番（笹田鈴香君） 再質問ですけれども、これらの5億ほど掛かって、本位田もされているわけなんです、これらは、そしたら、入札とか、そういう方法を取られているのか。そして、完全に、もう後、補強をしなくてもいい工事なのか、そのへんをお尋ねします。

議長（山田弘治君） はい、水道課長。

水道課長（野村久雄君） これにつきましては、一部応急仮工事をしておるところもあるんですけれども、本位田につきましては、現在、調査をしている状況で、査定の方を受けまして、それから実施設計をして工事の方かかる予定にしております。

他の施設につきましても、とりあえず水を送るために必要な施設につきましては、仮の工事をしておりますけれども、後は、査定後本工事をする予定です。

議長（山田弘治君） はい、他に、他に質疑は、これで本件に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。次に、賛成討論の方ありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで、本案についての討論を終結いたします。

これより、承認第18号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
承認第18号を、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員です。よって、承認第 18 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、第 3 号、専決第 18 号は、原案のとおり、承認をされました。

続いて、承認第 19 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、第 2 号、専決第 19 号の質疑に入ります。質疑の方はありますか。

〔森本君 挙手〕

議長（山田弘治君） 森本議員。

19 番（森本和生君） これ雨水の関係も入っておると思うんですけども、今回、この災害において、そこの文化情報センターの側の雨水の排水の施設、あれは、稼働をきっちりしておったんか、そのへんのこと。

それから、一連の、ずっと排水溝について、町内と言いますか、商店街の中も、ずっと含めて、ああいう排水で良かったんか、そのへんのことを、ちょっと聞かせていただきたい。それで、まあ、ええわ。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ポンプは、当然、稼働はしました。それから、雨水の計画についてもですね、あれで良かったんかと言われますけれども、今回のような、雨量は、当然、想定はしておりません。それは、ある意味では、全ての、今、施設がそういう施設であります。ですから、ポンプ場についても、当然、下上月にもありましたし、久崎にもありますけれども、それぞれ稼働しておりますけれども、当然まあ、そのポンプで排水ができるようなものではありませんし、それから、町内ですね、排水につきましては、これは、この雨水の排水だけを目的だけじゃなくって、当然、前にもお話ししましたけれども、町内の、これまでの長年、いろんな生活廃水や、いろんな物が流れる排水路として、非常に昔の石積みのような排水路で、それを、この雨水排水という形で整備をしていくということで整備をしたわけです。ですから、そういう意味では、私は、町内の排水路としての整備は、綺麗にできたというふうに思っております。

それから、排水につきましては、前にもお話ししましたように、それにプラス、当然、ポンプだけではできないということで、この河川の井堰の改修をするということで、それも取り組んできて、こういう災害になりましたけれども、来年から本格的に事業を、大坪井堰をなくし、稼働堰にして、大成井堰もポンプアップしてなくしていくと、そういう対策をして河床を下げていくということも、お話をしてきたところです。ご理解いただきたいと思います。

〔森本君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、森本議員。

19 番（森本和生君） まあ、終わってから、どうこうというあれはないんですけども、

とりあえず、そこの、排水ポンプについてはね、一番近隣の人が、私はちょっと、その当時、直接よう見なんだんですけれども、あれ動いとれへんでというような話もありましたし、当然、いつ頃まで動いて、いつ頃止まったんか知らんのんですけれども、あんなもん、何も役に立っとれへんという話は聞きました。

それから、これ一番あってはいけないことなんですけれども、一般質問でしたいと思うんですけれども、とりあえず前回ああいう形で、いろいろ指摘しておったのに、今回、また、こういうことになったと。ほな、今度、どないするんやということだけはね、きっちり抜本的に考えてもろておかなんたら、これ住めんようになります。住民の人。それで、何回も言うんですけれども、今まで、そういうことがあったとこじゃないとこがね、当然、今回の雨の量が多いかったことはよう分かります。そやけども、今まで浸かってないようなとこがね、浸かっていくというようなことは、誰が考えてもおかしいんです。そやさかいに、排水だけは、きちっと自然排水できるようにせいって言うて、何回も言うたはずなんです。それを今までせんと、稼働の排水溝の機械で、やろうとしたいうことはね、絶対無理なんです。だから、そのへんのことだけはね、今日は、そういうことで、どうこういうあれはないと思いますけれども、それだけはね、今後は、きちっとないようにだけせなんなら・・・。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君）            はい、町長。

町長（庵逄典章君）            今まで、せいと言ってせなんだというようなね、そういう言い方を、私は、されて、今まで言ってたはず。ポンプは、これは暫定的にやりますと。井堰の改修っていうのは、やっぱし、一番、これをやらないと、今の河川の状況では改善できないと。だから、そのことで、井堰の改善を、改修をしますということで、取り組んだわけじゃないですか。確かに、それが、間に合わなかったことはあります。それを、ほならいっぺんにできるわけじゃないわけです。そういう取り組みをしたことだけは、やっぱし、それは、やっぱし考えていただきたい。せい言うて、何もしなかったというような言い方では、私は、本当に情けないと思います。

19 番（森本和生君）            もう、止めますは。また、後でやります。

議長（山田弘治君）            他に。

これで、本案に対する質疑を終結をいたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。次に、賛成の討論の方ありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君）            討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。

これより、承認第 19 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 19 号を原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、承認第 19 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、第 2 号、専決第 19 号は、原案のとおり、承認をされました。

続いて、承認第 20 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算、第 1 号、専決第 20 号の質疑に入ります。質疑のある方。

〔金谷君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 全部、一般会計からでもそうですが、緊急に組まれた補正予算ということで、現状は変わってくると、今時点では変わってくると思うんですけども、4 ページ、農業集落排水施設災害復旧費工事請負金 4,800 万の、現状での内訳で、どのぐらいの見込みか。

それから、浄化槽施設災害復旧費工事請負金、これについても 8,300 万、現状での見込みどうなってますでしょうか。

議長（山田弘治君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） まず、農業集落排水関係ですけれども、被災したのは、早瀬の浄化センター、早瀬の浄化センターのマンホールポンプ場、水谷の浄化センターの門柵。それから、マンホールポンプ場 1 カ所。それから亀岩の水管橋、これは破断しまして、流出ということでございます。

当初、たくさんマンホールポンプ場とか、いろんな格好で、被災していると見込んで、金額的には 4,800 万等挙げておりますけれども、もう少し安くなるんじゃないかと。これから災害査定を受けて執行していくという形でございます。

それから、浄化槽の方ですけれども、これも被災当時、特に、1,820 基と、浄化槽の管理しているのが 1,820 基とたくさんな状態です。それで、相当冠水していただろうという形の中で、8,300 万、流出も含めて、計上させていただいておりますけれども、今の見込みで、詳細仕上げておりますけれども、もっと 3,000 万、もつれ具合でするかなと、これも、冠水したけれども、うまく動いていると、ブローアとか、こちらの対応としましては、直ぐ報告があったり、ブローアが流出しとんは、直ぐ対応で取り換えたり、それから、いろんな格好で対応しました。だいたい 200 件程度ぐらいで、今、対応しておりますけれども、金額的にも、予算計上した当時は、直ぐでしたんで、あれですけども、相当少なくてすみそうですけども、これで、後、冠水して、途中で調子悪なったということも、対応ありますんで、これで議決いただいて、進めていただきたいなと思っております。

以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、他に。はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） この浄化槽の件なんですけれども、全く使えなくなったというのは、何件くらいあるか掌握されておりますか。

議長（山田弘治君）            はい、課長。

下水道課長（寺本康二君）        4基程度です。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君）            笹田議員、ちょっとごめんなさい間違えて、笹田議員。

5番（笹田鈴香君）            まあ、4基ということなのですが、場所にも、旧町の関係でも、形は違うかもしれないんですけども、仮に、石が全部3つ、ある中の2つに石が全部入ってしまって使えない所があるんですけども、そこの人に言わせると、私も見たんですけども、その蓋がね、薄い、薄いというか、こうはめ込んだ時に、すごく薄いので、ちょっとしたショックで、その蓋が開くのじゃないかと言われるんですが、そのへん、もし新しくされる場合ね、そのへんも、ちょっと研究して欲しいなと思います。

で、それと言いますのも、ただ、それだけじゃなくって、入れてネジか何かで、くっと止めたら、矢印の方向にすると止まるんですけども、それをせずに、ちょっと普通に、カチッと入れているんですけども、子どもがね、その上を通った時に、落ちた、はまったことがあるんですが、だから、そのへんの蓋のことなんかは、もし今度、買い替え、買い替えというか、新しい物にされる時には、そのへんも、ちょっとよく研究していただいて、やはり安全な物でないと、いくら蓋をすと言っても、何かの拍子に開けた時に、業者が忘れて、そのままに、点検の時に、置いただけということもあるかもしれませんのでね、そのへん、よく検討していただきたいと思うんですが、そのへんは、蓋の形なんかは、検討と言うか、比べたことはありますか。旧町ごとに。

議長（山田弘治君）            はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君）        これ、浄化槽というのは、建設省の方で、もう規格とか、そういう認定品という格好になってますので、その中で、ほな蓋をネジ止めにするとか、結局、中で、単独浄化槽の場合だったら、ポチャンと落ちるとこという、それは確かにあったと思うんですけども、それを、そのネジ止め云々という形になると、点検とか、いろんな格好の中で、また大変という形も生じてきます。

確かに、おっしゃる意味は分かりますけれども、規格品という形の中で、ある意味限定されると。それを、大きな鉄蓋とかいうことになったら、また、それを除けて点検するの、大変だという形の中で、ちょっと、その困難かなというところは、まずあります。それで、検討するかどうかという話ですけども、聞くとかいろんな格好では、調査したいと思います。

それから、土砂が入ったという話しがあったと思いますけれども、確かに、土砂が入ったりしているのはありました。それは、直ぐには、対応はできなかった場合もあります。と言うのは、道路とか、いろんな格好の中で。その中で、ろ過材とか、それは撤去して、それで土砂を取り除いて復旧したつもりであります。以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君）            はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） はい、土砂のとは取られたんかもしれませんが、まあ、念のために言っておきますと、東中山で1件あるんですが、土砂どころか、こういう大きな石がね、びっちり上まであります。もう本当に、上に出るぐらいのボコボコしたぐらい、3カ所の内の2カ所には、もうびっちり詰まっていますので、また是非見てください。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔下水道課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 職員の方も、何回か行かせてもらいましたし、私の方も訪問させてもらったり、現状は確認しております。確かに、山からの水路と言うんか、そこら辺、水路か、ヒューム管が詰まったりとか、いろんな格好の立地上の問題とか、確かにあると思いますけれども、浄化槽は、機能するようには回復させております。

議長（山田弘治君） はい、他に。

ないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方ありますか。次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。

これより、承認第20号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第20号を、原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員です。よって、承認第20号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算、第1号、専決第20号は、原案のとおり、承認をされました。

続いて承認第21号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度佐用町水道事業会計補正予算、第1号、専決第21号の質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

議長（山田弘治君） はい、質疑がないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対の方は、ありますか。次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。

これより、承認第 21 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
承認第 21 号を原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、承認第 21 号、専決処分の承認を  
求めることについて、平成 21 年度佐用町水道事業会計補正予算、第 1 号、専決第 21 号は、  
原案のとおり、承認をされました。

---

日程第 12. 承認第 22 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町課設置条例の一部を改  
正する条例 専決第 22 号）

議長（山田弘治君） 続いて日程第 12、承認第 22 号、専決処分の承認を求めることにつ  
いて、佐用町課設置条例の一部を改正する条例、専決第 22 号を議題といたします。  
承認に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました承認第 22 号の専決処分条例・佐用  
町課設置条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

この条例につきましては、この度の平成 21 年台風第 9 号災害のため、災害対策本部を  
設置し緊急対応させていただいておりますが、この災害からの復旧・復興に当たらせるた  
め、町長部局に属する課として、災害復興対策室を 8 月 19 日に設置をいたしました。

この課設置につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により佐用町課設置条例の  
一部改正条例を専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、報告し承認を求め  
るものでございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げまして説明といたします。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。  
本件につきましても、本日即決いたします。  
これから質疑を行います。質疑のある方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 1 点だけ。ここで重要な内容で、復興計画の作成ということでね、  
挙がっております。それで、確認したいんですが、先ほどの山田理事含めて、県から派遣  
されているという状況の中でね、本来、復興の中に河川改修等はですね、これは県の事業  
ですから、県の裁量になるわけですけれども、そういう山田理事が、来られてる点からす  
ればね、町としても、抜本的な、そういう復興計画の中に河川改修ですね、そういった計  
画を盛り込むような考えがあるのか。

例えば、先ほど、岡本議員が言っていたように、従来から言っているのは、堤防かさ上  
げ等、川底の掘削が上がっているんだけれども、この度、抜本的にやろうとすれば、それ

だけじゃなくって、川幅を広げる問題も当然、これだけの災害が出れば起きてきます。そういう抜本的なね、ことも復興計画に含めるというように考えられるのかどうか、その点について、伺っておきます。

議長（山田弘治君）            はい、町長。

町長（庵逄典章君）            それは、含めるということではなくてですね、当然、抜本的な、その河川改修、治水対策というものがないと、復興計画ができないということであります。ですから、当然、今、県は国と調整をしながら、佐用川、佐用川だけではなくって、その下流の千種川も含めたですね、この災害に対応できる大規模河川改修ということですね、前提に協議をしていただいているというふうに思っておりますけれども、その内容によって、今度、それと連携して復興計画を作っていくということになります。

議長（山田弘治君）            はい、他に。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君）            ええっと平岡議員。

18 番（平岡きぬゑ君）            課を設置することに伴って、そこに配属される職員体制の件について質問したいんですけど、あらかじめ、体制については、名簿等が配布されているところなんですけれど、復興室長は財政課長と兼務というような形で、この重要な内容に対して、兼務ということは、どうなのかと思うんですけど、そこら辺は、復興対策室についての考えとしては、どういうふうになっていますか。

議長（山田弘治君）            はい、町長。

町長（庵逄典章君）            何か、非常に間違っておられますね。

〔平岡君「間違えとん」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君）            はい。

あの、よく読んでください。復興対策室は、復興対策室長として任命しております。総務課長と財政課長を兼務させているだけですから。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君）            はい、松尾議員。

7 番（松尾文雄君）            まあ、復興対策室、非常に、これから佐用町の復興に対して非常に大切な部分があるんですが、若干、ちょっと気になっているのが、災害に対する一元化という方向で進まれた対策室なんか、通常の各課の、例えば、建設課とか、いろいろありますよね、そこらとの関係ですね、おそらく、災害に関すること全体にかかわっての対策室かと思われそうですけれども、そういうことになれば、ここに総合的な調整という機能も必要になってくるのかなと思うんですが、その仕事の内容いうかな、一元化でやる必要がある



と思うんですが、その点は、いかがですか。

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 一元化と言いましても、復興対策室に全て農林振興課とか建設課、そういう農災なり土木災を含めたものを1つの課にしまうということ。これは、中々無理があります。復興対策室で、当然、一元化して、いろんな各課との調整、災害に対する復旧、復興について行っていくますけれども、そのために、担当理事を復興対策室の理事として迎えております。で、後、通常の業務というのも、当然、農林振興課においても、建設課においてもあるわけですが、しかし、通常のもの、今度、当然、復興いうても、恒久的なものになるわけですから、それは非常に関連があります。そういう意味で、建設課なり農林振興課においても、災害対策というのが、非常に大きなウエイトを占めてくるわけですが、当然、それぞれが、一体になって、そして、例えば、財政課、または福祉課、当然、それぞれの減免とか、いろんな被災者への支援等につきましては、全課が、やはり、この対応をしていかなきゃいけないという状況です。それには、当然、私、町長が、全体の調整を行ってまいります。

〔松尾君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、松尾議員。

7 番（松尾文雄君） まあまあ、災害に対しては、できれば、1つのまな板に、全部寄せてくると、そういう中で、調整をしていく中で、1日も早い復興に努めていただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬゑ君） 先ほど、ちょっと質問した、その職員体制の関係なんですけれど、全体の変更内容で、室長は兼務ではなくて、その室長専任で、その後、その室長の財政課長は、総務課にという、そういう形のものについては、ちょっと明らかになっていないので、その他の職員についても、従来の職務から代わってきていますので、明らかにしたものを配っていただきたいんですけど。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 前にお配りしたのは、対策室の、それぞれの職員の配置した、その役職等については、お配りしていると思います。後の、各課、例えば、私が、その財政課長を兼務と、そういった分の資料を提供して欲しいという意味ですか。

〔鍋島君「変更があるところ」と呼ぶ〕

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 変更があるところという意味ですね。係長とか、係が、それについては、また後ほど、事務文書等で分かるように提示したいと思います。

議長（山田弘治君） はい、他に。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山田弘治君） ええっと、岡本安夫議員。

13 番（岡本安夫君） 当然、これ復興計画等に関する事ということがあるんですけど、そういう計画の中にですね、最近、よく言われるパブリックコメントいう、そういうふうなことがありますて、この、いわゆる住民の意見とか、そういうのは、取り入れるような機会というのか、当然、それはあるんですか。今後。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、これ、いろんな計画を詰めていく中でですね、被災された方、特に、大きな災害が起きている所、地域についてはですね、これは、いろんな大規模改修等が入って来ても、これは、相当、町民、地域の方々の考えと、またご理解がないとできないわけです。まあ、そういう意味では、当然、基本的な計画は、国や県が基本的に、県の、国の事業として示されてきますけれども、それに基づいた地域での、じゃあ、それを、どう取り組んでいくか、また、それに対して、どういうふうに意見を言って、また変更していただくか、考えていただくか、これは、当然、行っていかなきゃならない、大きな重要な課題です。

議長（山田弘治君） 他に。

ないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方は、ありますか。次に、賛成討論の方は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。

これより、承認第 22 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第 22 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、承認第 22 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町課設置条例の一部を改正する条例、専決第 22 号は、原案のとおり承認をされました。

なお、災害復興対策室の所管について、佐用町議会委員会条例第 2 条、別表第 1 に、他の常任委員会の所管に属さない事項は、総務委員会が所管すること、を準用し、災害復興

対策室に関することは、総務委員会の所管といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） はい、ご異議ないと認めます。よって、そのように決します。

---

日程第 13. 承認第 23 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町保育園条例及び佐用町介護保険条例の一部を改正する条例 専決第 23 号）

議長（山田弘治君） 続いて日程第 13、承認第 23 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町保育園条例及び佐用町介護保険条例の一部を改正する条例、専決第 23 号を議題といたします。

承認に対する当局の説明を求めます。町長、庵迺典章君。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） ただ今、上程をいただきました承認第 23 号の専決処分条例・佐用町保育園条例及び佐用町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

この 2 本の条例につきましては、この度の平成 21 年台風第 9 号災害によりまして、甚大な被害を受け、多くの方が被災をされわけでございますが、この被災直後の負担を少しでも軽減するため、保育料にあっては 8 月分の納期を 9 月末までに、介護保険料にあっては第 2 期分を 9 月末までとし、また第 3 期以降をそれぞれ 1 カ月繰り下げるもので、それぞれの条例の附則に特例措置を加える改正でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分し、同条第 3 項の規定により、報告し承認を求めるものでございます。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げまして説明といたします。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔笹田君 挙手〕

議長（山田弘治君） 笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 質問します。今、1 月ずつ遅れるということで、軽減を、負担の軽減いうことを言われたんですが、それでは、これは介護保険と保育園の保育園料のことなんですが、放送でもよくされております、町民税、それから国保税、これらは専決処分という形で提案をされないのかどうか、されない理由はなぜでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 一応、条例上ですね、この２本の条例だけが、一応、条例として決められておりますので、この、こういう改正案を出して、出させていただいておまして、その減免とか、そういうことについては、別個していきますので、一応、手続き的には、こういう２本の条例だけというふうに、私は、聞いております。

議長（山田弘治君） よろしいか。はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 国保税は、条例でね、その８期、介護保険と同じようになっているわけやで、だから、８月、第２期の納期が９月までに、措置はええんだけど、だったら、条例でなっておるんだから、条例改正は必要なわけで、今回できなかったら、また後日やるというような形で、考える必要があるんじゃないかな。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） はい、総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 町長、申されましたように下水関係、公共下水とか排水処理関係の、そういった物については、その納期については、規則で定めているという中で、規則の一部改正は、あわせてさせていただくというように考えています。

〔鍋島君「国保税、国民健康保険税、これも条例やんか」と呼ぶ〕

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 国保税は、国保税につきましては、今、調整を、この専決処分させていただく中では、よう調整はできてませんでしたので、今、そういう調整を、減免も合わせて調整をさせていただいてます。

議長（山田弘治君） はい、他に。

質疑がないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対討論の方は、ありますか。次、賛成討論の方は、ありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで本案についての討論を終結いたします。

これより、承認第 23 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

承認第 23 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、承認第 23 号、専決処分の承認を

求めることについて、佐用町保育園条例及び佐用町介護保険条例の一部を改正する条例、専決第 23 号は、原案のとおり、承認をされました。

---

日程第 14. 議案第 67 号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 14、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

それでは、選挙管理委員会委員 4 名と補充員 4 名の選挙を行います。任期につきましては、平成 21 年 12 月 2 日から平成 25 年 12 月 1 日までであります。

ここで、お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

続いて、お諮りをいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、指名をいたします。

まず、選挙管理委員には、春名正志君、古本謙二君、安東美次君、屋部光崇君。以上の諸君を指名をいたします。

続いて、同補充員として、1 番、岸本紀夫君。2 番、野邑稔美君。3 番、前田俊樹君。4 番、西本一正君。以上の諸君を指名をいたします。

お諮りをいたします。ただ今、議長において指名いたしました諸君を、選挙管理委員会委員及び同補充員の各当選人とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、ただ今指名をいたしました 8 名の方々が選挙管理委員会委員及び同補充員に当選をされました。

---

日程第 15. 案第 68 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（山田弘治君） 続いて日程第 15、議案第 68 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）           ただ今、上程をいただきました、議案第 68 号、佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

町国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の改正により、平成 21 年 10 月から出産育児一時金の医療機関等への、直接支払い制度と一体の、緊急の少子化対策の一環として、出産に係る加入者の経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境整備を目的として、現行の 35 万円に 4 万円を加算して支給を行う改正と、平成 20 年 4 月 2 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間の、初日以外の日の、75 歳の誕生日に、国民健康保険の資格喪失と、後期高齢者医療制度の新規資格取得を有する、同じ月に両方の医療制度に加入する特例対象者が、同期間中の特例対象日までの間に、両方の医療制度で支払った医療費の一部負担金の合算額が、算定した一部負担金の額を超えた場合に、高額療養費特別給付金として、申請に基づき支給を行う改正であります。

この高額療養費特別給付金制度は、国民健康保険、後期高齢者医療制度の誕生日月に、両方の資格があり、各々の制度間で支払っていた一部負担金を、単一の制度とみなし、特例対象者の方の、制度上の不合理の救済を目的として、整備をされました。

関連の法改正に伴う一部改正でございますので、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君）           提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、議案第 68 号につきましては、9 月 17 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君）           ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

---

#### 日程第 16. 議案第 69 号 工事請負契約の変更について（佐用町水道施設中央監視制御システム整備工事）

議長（山田弘治君）           続いて日程第 16、議案第 69 号、工事請負契約の変更について、佐用町水道施設中央監視制御システム整備工事を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）           ただ今、上程をいただきました議案第 69 号、工事請負契約の変更についての提案理由のご説明を申し上げます。

佐用町水道施設中央監視制御システム整備工事につきましては、現有の上水道及び簡易水道施設のシステムを有効活用しつつ、全ての施設の情報を集約し、総合的な中央監視制御システムの再編整備により、いつでも安定して安全な水道水を供給し、また、合併による広範囲の施設管理が迅速に対応できるよう整備しようとするものであります。

今回の変更は事業の実施にあたり、北部、南部、第 2 配水地のテレメーター工事と桑村浄水場の信号取り込みを追加し、当初計画では 6 浄水場と Web 上で監視することを計画し

ていましたが、一般回線を使用する Web 上での監視はセキュリティ上の問題が大きく、一般回線を使わず C A T V 回線を利用して町内 8 浄水場において監視データ確認できるよう整備を行います。これにより、専用線の廃止による経費節減と監視能力の向上のため、2,337 万円を増額変更契約するものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求めるものでございます。

ご承認いただきますように、お願いを申し上げまして提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君）           ただ今議題にいたしております、議案第 69 号につきましては、9 月 17 日の本会議で質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君）           ご異議ないと認めます。よってそのように決します。

---

#### 日程第 17. 議案第 70 号 物品購入契約の締結について（佐用町電子機器購入）

議長（山田弘治君）           続いて日程第 17、議案第 70 号、物品購入契約の締結について、佐用町電子機器購入を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）           ただ今、上程をいただきました議案第 70 号、物品購入契約の締結について、提案のご説明を申し上げます。

この物品購入契約は、今回の台風 9 号災害により役場本庁及び上月支所の 1 階事務所が水害を受け、事務用のコンピューターが本庁 70 台、支所 25 台、合計 95 台及びプリンター 20 台が破損を受けたことに伴い、急遽、購入するものであります。

緊急を要するため、8 月 21 日に見積入札を行い、契約金額 1,026 万 9,000 円で、姫路市駅南町 123 番地、扶桑電通株式会社姫路営業所所長、三小田 晃氏と契約を締結しようとするものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規程により議会の議決をお願いするものでございます。ご承認いただきますようお願い申し上げます提案の説明といたします。

議長（山田弘治君）           提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（山田弘治君）           はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 随意契約でありますので、確認します。何社見積りであったかという  
こと。

それから、随意契約でも結果表を公表するのかどうか。この2点お願いします。

〔総務課長兼財政課長 挙手〕

議長（山田弘治君） 総務課長兼財政課長。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） 見積りを徴収したのは3社です。  
もう1点は、何。

21 番（鍋島裕文君） 結果表の公表。

総務課長兼財政課長（坪内頼男君） それは、公表を当然します。はい。

議長（山田弘治君） はい、他に。

他に質疑がないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。まず、原案に反対の討論の方はありますか。次に賛成討論  
の方はありますか。

〔討論なし〕

議長（山田弘治君） 討論なしと認めます。これで、本案についての討論を終結いたしま  
す。

これより、議案第70号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

議案第70号を、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員であります。よって、議案第70号、物品購入契約の締  
結について、佐用町電子機器購入は、原案のとおり可決をされました。

- 
- |         |          |                                                |
|---------|----------|------------------------------------------------|
| 日程第 18. | 議案第 71 号 | 平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について             |
| 日程第 19. | 議案第 72 号 | 平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の<br>提出について   |
| 日程第 20. | 議案第 73 号 | 平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出<br>について     |
| 日程第 21. | 議案第 74 号 | 平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出に<br>ついて      |
| 日程第 22. | 議案第 75 号 | 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2<br>号）の提出について |

議長（山田弘治君） 続いて日程第 18 ないし日程第 22 については一括議題といたします。  
これにご異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君）                      ご異議ないと認めます。

議案第 71 号、平成 21 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）の提出について。

議案第 72 号、平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 73 号、平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 74 号、平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について。

議案第 75 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）                      それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 71 号から議案第 75 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 71 号、佐用町一般会計補正予算（第 4 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5 億 1,068 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 158 億 1,858 万円に改めるものでございます。

第 1 表、歳入歳出予算補正において、補正予算の概要説明を申し上げます。

まず、歳入から説明をいたします。

地方特例交付金は、児童手当特例交付金及び減収補てん特例交付金、特別交付金の交付決定により、1,809 万 4,000 円減額いたしました。

地方交付税は、普通交付税及び地域雇用創出推進費の交付決定により 2,280 万 6,000 円を増額いたしました。

分担金及び負担金では、町単独土地改良事業分担金を 90 万円増額し、県営ため池整備事業分担金を 25 万円減額をいたしました。

国庫負担金では、障害者福祉サービス負担金 80 万円と健康増進事業補助金 311 万円を増額をいたしました。

県負担金は、障害者福祉サービス負担金 40 万円、県補助金は、災害救助費交付金 1 億 5,611 万 6,000 円、被災者生活再建支援費補助金 1 億 570 万円など民生費県補助金 2 億 6,269 万 1,000 円と森林整備地域活動支援交付金追加額などの農林水産業費県補助金 764 万円を増額をいたしました。

財産収入は、株式会社道の駅平福の配当金 22 万 2,000 円を増額をいたしました。

繰入金は、財政調整基金 1 億 2,920 万 6,000 円を増額し、繰越金は、前年度繰越金を 2,054 万円増額をいたしました。

諸収入は、老人生活管理指導短期宿泊事業個人負担金 778 万 5,000 円、公用車災害給付金 6,350 万円など総額 7,662 万円を増額をいたしました。

町債は、臨時財政対策債を 40 万 3,000 円減額し、幕山小学校耐震補強工事のための合併特例事業債 450 万円を増額をいたしました。

次に、歳出について主なものを説明申し上げます。

総務費では、災害被害者の見舞い、香料等の経費、獣害防止柵等設置事業、三日月駅前周辺整備工事費、軽自動車税取り扱いの錯誤による弁償金、住民基本台帳カード作成委託

料等 2,647 万 1,000 円を追加計上いたしました。

民生費では、災害による朝霧園への短期宿泊の受入事業費、身体障害者補装具給付事業、高齢者等住宅改造費助成金の増額と、災害救助費として被災者への給食費、住宅応急修理費、緊急災害見舞金、小中学生の学用品の支給費等 3 億 8,416 万 5,000 円を追加計上をいたしました。

衛生費では、がん検診委託料、ごみ集積所設置事業補助金等 492 万円を追加計上いたしました。

農林水産業費は、中山間整備事業付帯工事、農用地有効利用支援整備工事、森林整備地域活動支援交付金等 1,844 万円を追加計上をいたしました。

商工費では、町商工会館改造助成金として、3,000 万円を追加計上いたしております。

土木費では、播磨高原広域事務組合・上下水道事業の確定による繰り出し金の調整などで、7 万 7,000 円を減額いたしております。

教育費では A L T の 1 名増員経費の精算と三日月小学校のスクールタクシー、勤労者体育センター下水道の接続経費などを調整し、17 万 3,000 円減額いたしております。

災害復旧費は、本庁舎非常用発電装置等の復旧工事、消防ポンプ車及び消防団車両等の修繕費、損壊消火栓格納箱の更新経費など、4,684 万 4,000 円を追加計上いたしました。

次に 3 ページ第 2 表、地方債補正でございますが、当初予算、また第 2 号補正予算において可決をいただきました、臨時財政対策債及び義務教育施設整備事業に係る起債の限度額を、補正後の表のとおり変更しようとするものでございます。

以上、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 72 号、平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 1,825 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 9,482 万円とするものでございます。

歳入より説明をいたします。国庫支出金は 157 万 5,000 円の増額で、特別調整交付金の増額となっています。繰入金は、989 万 3,000 円の増額で、一般会計繰入金の出産育児一時金等の繰入金で 17 万 4,000 円と、準備基金繰入金で 971 万 9,000 円を取り崩して繰り入れをしております。繰越金は、277 万 4,000 円の増額で、前年度繰越金となっております。諸収入は、401 万 4,000 円の増額で、老人保健医療費拠出金返納金となっております。

次に歳出について説明をいたします。総務費は、157 万 5,000 円の増額で、総務管理費の、電算システム開発委託料の増額でございます。保険給付費は、52 万 3,000 円の増額で、出産育児諸費の、法改正による出産育児一時金の追加額で 52 万円の増額となります。前期高齢者納付金等では、36 万 4,000 円の増額となります。諸支出金では、1,579 万 4,000 円の増額で、主なものは、償還金の療養給付費交付金返還金で、974 万円、退職者医療交付金返還金で 552 万 1,000 円の増額となります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の、提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 73 号、平成 21 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましての提案のご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,862 万 7,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 989 万 2,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入についてご説明をいたします。国庫支出金は、地域支援事業交付金 1 万 3,000 円を減額しております。支払基金交付金は、介護給付費交付金 57 万 1,000 円、地域支援事業支援交付金 14 万 1,000 円を増額しております。県支出金は、地域支援事業交付金 6,000 円を減額しております。繰入金は、一般会計繰入金 138 万円、介護給付費準備基金繰入金 1,439 万 3,000 円を増額しております。繰越金は、20 年度からの繰越金で 216 万 1,000 円

を増額しております。

次に、歳出についてご説明いたします。総務費は、介護システム改修委託料 138 万 6,000 円を増額しております。地域支援事業費は、介護予防事業費で 47 万 3,000 円を増額し、任意事業費で 32 万 8,000 円を減額しております。諸支出金は、償還金として 1,709 万 6,000 円を増額しております。

以上、介護保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第 74 号、平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計の補正予算（第 1 号）についてのご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 153 万円を追加し、総額を 1 億 2,618 万 6,000 円とするものであります。

まず、歳入よりご説明をいたします。今補正予算の歳入は、一般会計よりの繰入金 532 万 5,000 円を減額し、諸収入において、今回の災害による緊急受け入れ者の費用負担分を受託事業収入として 571 万 5,000 円受け入れ、また雑入として 114 万円を追加するものでございます。

続いて歳出の説明を申し上げます。民生費の老人ホーム運営費において、今回の災害直後から被災者の内、自宅では生活困難な独り暮らしの高齢者等を、最大時 20 名の緊急入所措置を行いました。この緊急入所者にかかわる食事賄い費等 153 万円を追加するものであります。

以上、朝霧園特別会計の補正予算の提案の説明とさせていただきます。

最後に、議案第 75 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入に県委託料の追加補正により、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 760 万 4,000 円を増額し、歳入歳出の総額を 2 億 485 万 3,000 円といたしております。

内容につきましてご説明申し上げます。第 15 款、教育費、第 15 項、社会教育費に関しまして、第 30 目、天文台公園運営費の修繕料で、落雷によるもの 2 件、なゆた望遠鏡修繕料 493 万 5,000 円、電話交換機修繕料 66 万 9,000 円と管理棟屋根葺き替え修繕料 200 万円及び委託料の増額、役務費の減額で、差し引き 760 万 4,000 円の増額であります。これらの詳細につきましては、事項別明細を添付いたしておりますのでご覧をいただきたいと思います。

以上、5 件の補正予算を一括して説明をさせていただきました。ご審議いただきまして、ご承認を賜りますように、お願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にいたしております、議案第 71 号ないし議案第 75 号につきましては、9 月 17 日の本会議に質疑、討論、採決を予定いたしておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議なしと認めます。よってそのように決します。

---

日程第 23. 認定第 1 号 平成 20 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 24. 認定第 2 号 平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 25. 認定第 3 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26. 認定第 4 号 平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27. 認定第 5 号 平成 20 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28. 認定第 6 号 平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29. 認定第 7 号 平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30. 認定第 8 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31. 認定第 9 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32. 認定第 10 号 平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33. 認定第 11 号 平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34. 認定第 12 号 平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35. 認定第 13 号 平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36. 認定第 14 号 平成 20 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37. 認定第 15 号 平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 38. 認定第 16 号 平成 20 年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第 23 に入ります。

日程第 23 ないし日程第 38 については一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よってそのように決めます。

認定第 1 号、平成 20 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 2 号、平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 3 号、平成 20 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 4 号、平成 20 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 5 号、平成 20 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 6 号、平成 20 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 7 号、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 8 号、平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 9 号、平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 10 号、平成 20 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 11 号、平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 12 号、平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 13 号、平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第 14 号、平成 20 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第 15 号、平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について。  
認定第 16 号、平成 20 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長・・・

〔西岡君 挙手〕

議長（山田弘治君） はい。

17 番（西岡 正君） 休憩動議提出します。

議長（山田弘治君） そしたら、暫時休憩いたします。再開を 10 分、10 分だけ休憩させてください。

午後 0 2 時 0 3 分 休憩

午後 0 2 時 1 2 分 再開

議長（山田弘治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再ほど、西岡議員の方から動議が提出されまして、所定の手続きを踏まずに、一方的に、私の方が判断させていただきました。間違えました。今後、気をつけます。  
提案に対する・・・

〔西岡君「議長の判断でらくなんです」と呼ぶ〕

議長（山田弘治君） ああそうですか。一方的に手続きを踏まずにいったような感じがして、すみませんでした。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました認定第 1 号から認定第 16 号までの平成 20 年度佐用町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、一括議題とされましたので、順次ご説明を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして佐用町監査委員の決算監査意見書を添えて、ご提案申し上げ、議会の認定を賜りたいと存じますので十分ご審議いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、認定第 1 号の平成 20 年度佐用町一般会計決算からご説明を申し上げます。金額につきまして一般会計は、千円単位で申し上げます。

一般会計の歳入総額は 122 億 1,284 万円、歳出総額 121 億 3,822 万円、歳入歳出差引残額 7,462 万円で、翌年度に繰越すべき財源が 3,207 万 9,000 円でございますので実質収支額は 4,254 万 1,000 円でございます。実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額 2,200 万円といたしております。

それでは歳入につきまして、収入済額に対して款別の収入済額、割合等を報告をいたします。

町税は 26 億 3,133 万 3,000 円で歳入に占める割合は 21.6 パーセント、譲与税及び交付金につきましては、国・県からのルールに基づきまして交付されます。地方譲与税 1 億 7,203 万 2,000 円で 1.4 パーセント、利子割交付金は 957 万円で 0.1 パーセント、配当割交付金は 506 万 6,000 円、株式譲渡所得割交付金は 172 万 9,000 円、地方消費税交付金は 1 億 8,153 万 1,000 円で 1.5 パーセント、ゴルフ場利用税交付金は 1 億 1,850 万 3,000 円で 1.0 パーセント、自動車取得税交付金は 1 億 1,004 万 2,000 円で 0.9 パーセント、地方特例交付金は 2,400 万 6,000 円で 0.2 パーセント、地方交付税は 56 億 3,555 万 7,000 円で 46.1 パーセント、そのうち、特別交付税が 6 億 2,350 万円、交通安全対策特別交付金は 458 万 7,000 円となっております。分担金及び負担金は 1 億 4,804 万 2,000 円で 1.2 パーセント。その主なものは中山間地域総合整備事業分担金、児童福祉施設費負担金や老人保護措置費施設費負担金などがございます。使用料及び手数料は 2 億 8,471 万円で 2.3 パーセント、その主なものは、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、町民プール使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料などがございます。国庫支出金は 3 億 2,186 万 9,000 円で 2.6 パーセント、その主なものは、児童手当負担金、障害者福祉サービス負担金、市町村合併推進体制整備費補助金、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、地域活性化・生活対策臨時交付金、地方道路整備事業費補助金、安心・安全な学校づくり交付金などがございます。県支出金は 6 億 6,568 万 2,000 円で 5.5 パーセント、その主なものは、児童手当負担金、国保及び後期高齢者医療にかかる保険基盤安定負担金、障害者福祉サービス負担金、また、重度障害者・老人・乳幼児などの医療費関係補助金、中山間地域総合整備事業、民有林林道開設事業などの農林業関係補助金や農林水産施設災害復旧費補助金、地籍調査事業委託金などがございます。財産収入は 1 億 3,038 万 2,000 円で 1.1 パーセント、その主なものは、土地等の賃貸料、財政調整基金などから生じます利子、土地売払い代金などがございます。寄附金は 1,041 万 2,000 円で 0.1 パーセント、その主なものは、ふるさと応援寄附金と一般寄附金でございます。繰入金は 3 億 1,310 万 2,000 円で 2.6 パーセント、その主なものは特別会計からの繰入金 3,823 万 9,000 円、財政調整基金から 2 億 4,482 万円、また、農道舗装等に係ります公共施設整備基金を 2,600 万円など、基金からの繰入金でございます。繰越金は 4,979 万円でございます。諸収入は 2 億 2,126 万 6,000 円で 1.8 パーセント、その主なものは、町税延滞金、公団造林受託事業収入、橋梁改良事業県費負担収入、消防団員退職報奨金受入金、播磨高原広域事務組合上下水道事業精算金、派遣職員給与費弁償費などがございます。町債は 11 億 7,362 万 9,000 円で 9.6 パーセント、その主なものは、臨時財政対策債 4 億 1,232 万 9,000 円、児童福祉施設整備事業債 2 億 8,500 万円、道路新設改良事業債 2 億 3,300 万円、消防施設整備事業債 5,730 万円、義務教育施設整備事業債 3,130 万円などの借入でございます。

次に、歳出ですが、人件費関係は省略をさせていただきます、主な事業等についてのご説明申し上げます。

議会費は 1 億 3,471 万 9,000 円で歳出総額に占める割合は、1.1 パーセントで、その主なものは、議会だより佐用発行、各常任委員会の調査研究関係の経費などがございます。

総務費は 16 億 3,660 万 5,000 円で 13.5 パーセント、その主なものは、地域活性化・生活対策事業では、町民のくらし応援券発行事業、定額給付金交付事務費などの経費でございますが、大部分の 12 億 1,653 万 7,000 円を 21 年度に繰り越しをいたしました。財産管理費関係は、徳久駅前倉庫解体工事など、企画費では、町勢要覧作成委託料、路線バス回数券購入費など、合併体制整備事業では、道路台帳整備業務委託料、幕山小学校校舎耐震診断業務委託料など、まちづくり推進費では、住民と行政の協働による自立したまちづくりを推進する地域づくり協議会等への活動助成などをいたしております。情報通信基盤整備事業費では、さようチャンネルの番組制作委託料や光ケーブル移設等の工事費、共聴受

信施設撤去経費の補助などを行いました。徴税费では、固定資産税評価替に伴う委託料、システム開発経費などの経費を支出をいたしました。

次に、民生費は 26 億 7,538 万円で 22.0 パーセント、その主なものは、社会福祉費関係では、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等の特別会計への繰出金や外出支援サービス事業関係の経費、老人保護措置費、老人・障害者医療費、障害福祉サービス等の扶助費などの経費が主なものでございます。児童福祉関係では、乳幼児医療費などの扶助費関係経費、児童手当、保育園の運営経費、佐用保育園・子育て支援センター建設工事関係経費などを支出いたしております。

次に、衛生費は 10 億 2,680 万 1,000 円で 8.5 パーセント、その主なものは、保健衛生費では、簡易水道事業特別会計等への繰出金、予防接種、がん検診や町ぐるみ健診、乳幼児、妊婦健診関係の経費でございます。清掃費関係では、塵芥処理の火格子取替などの修繕、維持管理経費などでございます。

次に、農林水産業費は 8 億 9,544 万円で 7.4 パーセント、その主なものは、農業振興関係では、そば、もち大豆などの農作物特産定着化対策補助金、中山間地域等直接支払推進事業補助金、野生動物防護柵設置費補助金、農業の担い手確保補助金などの経費でございます。農地費関係では、町単独土地改良事業補助金、県営ため池事業負担金、農地・水・環境保全向上活動支援事業負担金などの関係経費、団体営ため池等整備事業では大塚池改修工事関係の経費を支出し、一部明許繰越をいたしております。中山間地域総合整備事業費では、下石井・庵地区の農道舗装工事などを実施、山村振興対策事業では、防護柵の設置事業を実施をいたしました。地籍調査事業費は、奥金近、大垣内、平松、広山地域など 13 地区で調査面積 27.95 平方キロの調査関係経費でございます。基幹集落センター運営費では、屋根、外壁等の補修工事経費を支出。林業費関係は、町単独間伐事業補助金や緊急防災林整備事業補助金など森林整備関係の経費でございます。林道開設事業費で、継続して実施しております三日月地域の林道開設関係の経費、治山事業では、上石井、小日山地区で実施をいたしました県単独治山事業関係の経費でございます。

次に、商工費は 1 億 7,261 万 8,000 円で 1.4 パーセント、その主なものは、町商工会助成金、町観光協会補助金や町内観光看板改修工事、笹ヶ丘公園遊具改修工事などの経費、西はりま天文台公園特別会計等への繰出金などでございます。

次に、土木費は 10 億 7,320 万 7,000 円で 8.8 パーセント、その主なものは、土木管理費では、弦谷・坊・三ツ尾・須山地区の急傾斜地崩壊対策事業負担金、道路橋梁費関係では、道路維持費で、除雪・凍結防止剤作業委託や町道 45 路線の修繕工事、道路新設改良費では、町道末谷線他 15 路線の改良事業を実施をいたしました関係経費などでございます。橋梁新設改良費は、円応寺・戦橋橋梁整備工事に係る経費でございます。河川費は、河川清掃工事、ごみ処理施設周辺整備事業、河川雑草処理に対する集落補助金などの経費でございます。都市計画費及び下水道費は、播磨高原広域事務組合への上水・下水道事業繰出や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。住宅費関係では、上町・山王住宅の光ケーブル引き込み工事、米田改良住宅屋根改修工事などの経費でございます。

次に、消防費は 5 億 8,353 万 9,000 円で 4.8 パーセント、その主なものは、常備消防費では、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急車の購入費、播磨科学公園都市消防業務委託費などの経費、非常備消防費は、消防団運営関係の経費でございます。

次に、教育費は 10 億 919 万 1,000 円で 8.3 パーセント、その主なものは、小学校費で、久崎小学校、三日月小学校のプール建設工事設計、各小学校遊具等整備工事などの施設整備、パソコンリース料、A E D 購入、上月小学校グラウンド整備工事など、中学校費では、佐用中学校理科室改修工事などの施設整備、A E D 購入、佐用中学校奥海線の通学用車両

購入など通学対策、教育振興、学校管理関係の経費でございます。社会教育関係では、子育て学習センター4教室、高年大学4教室、障害者学級、放課後子ども教室の実施経費、図書購入、図書館運営の経費、また、さよう文化情報センターやスターシャワーの森音楽堂、文化センターなどを利用した、文化祭、コンサートなど文化活動、生涯学習活動などの事業実施経費や昆虫館改修経費などがございます。保健体育費では、体育協会補助金、マラソン大会運営助成金や体育館、グラウンド、町民プールなど社会体育施設の維持管理経費、学校給食関係の経費でございます。

次に、災害復旧費は1,880万円で0.2パーセント、その主なものは、農林水産施設災害復旧費の、現年災害で林道三日月本郷線、過年災害で空山池復旧工事の経費でございます。

次に、公債費は22億1,380万円で歳出に占める割合は18.2パーセントでございます。長期債の償還元利、利子が主なものであります。

次に、諸支出金は6億9,811万9,000円で5.8パーセント、その主なものは、船越昆虫館周辺の土地購入費、水道事業高料金対策繰出金、基金費では、財政調整基金に2億6,892万8,000円、減債基金に3億5,545万2,000円、ふるさと応援基金に485万円などの積立をいたしております。

以上が一般会計の主なものでございます。

続きまして、認定第2号、平成20年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

歳入歳出の概要を申し上げます。

歳入につきましては、予算現額22億558万7,000円に対して、調定額は22億7,088万8,241円で、収入済額は22億833万5,388円、不納欠損額149万1,454円、収入未済額は6,106万1,399円、予算現額と収入済額との比較は274万8,388円となります。

歳出では、予算現額に対して、支出済額は22億556万626円、不用額は2万6,374円でございます。

歳入歳出差引残額277万4,762円で、これを次年度に繰り越しをいたします。

財産に関する調書の基金では、本年度中増減額は、5,234万9,925円の減で、20年度末残高は4,393万4,675円であります。

それでは、事項別明細書、歳入より説明いたします。

国民健康保険税は、一般被保険者分及び退職被保険者等分の現年度分は、調定額3億5,815万700円に対し、収入済額は3億4,401万7,490円、収入未済額は1,413万3,210円で、収納率は約96.1パーセントでございます。滞納分につきましては、調定額6,085万9,442円に対し、収入額は1,243万9,799円、収納率は約20.4パーセントとなります。国庫支出金は、療養給付費分、老人保健拠出金分、介護納付金分等の国庫負担金、及び、国庫補助金の普通及び、特別調整交付金、高齢者医療制度円滑運営費補助金で、合計5億5,156万938円であります。療養給付費等交付金の1億5,766万2,000円は、退職被保険者等にかかる医療給付費交付金であります。前期高齢者交付金の5億7,916万3,126円は、前期高齢者にかかる医療給付費交付金であります。県支出金の9,460万5,380円は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、保険事業補助金、財政調整交付金でございます。共同事業交付金の2億9,480万5,015円は、高額医療費共同事業交付金及び、保険財政共同安定化事業交付金でございます。繰入金の一般会計繰入金は、ルールに基づき一般会計から繰り入れを受けるもので、合計1億1,346万2,238円であります。基金繰入金は、当初予算1,898万6,000円に対し、決算は5,300万円となっております。

続いて、歳出についての説明をいたします。

総務費につきましては、職員にかかる人件費関係及び事務的経費であります。保険給付費の療養諸費は、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費及び療養費等で、合計14



億 857 万 7,820 円であります。高額療養費は、一般被保険者分と退職被保険者分の合計で 1 億 6,419 万 5,842 円となります。出産育児諸費は 16 件、葬祭諸費は 50 件です。後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援金が 2 億 1,667 万 4,639 円、事務費拠出金が 3 万 3,995 円であります。前期高齢者納付金等は、前期高齢者納付金が 26 万 636 円、事務費拠出金が、3 万 1,163 円であります。老人保健拠出金は、医療費拠出金が 4,857 万 7,694 円、事務費拠出金が、70 万 6,933 円であります。介護納付金は、9,089 万 8,037 円でございます。共同事業拠出金は、高額医療費拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金、合わせて 1 億 9,743 万 5,256 円であります。保険事業費は、特定健康診査等事業費と保健衛生普及費、合わせて 857 万 3,065 円であります。諸支出金は、療養給付費交付金過年度分の返還金 733 万 5,131 円、退職者医療交付金返還金 1,526 万 7,132 円が主なものでございます。

以上、国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明といたします。

次に、認定第 3 号、平成 20 年度老人保健特別会計決算の認定について、提案の説明を申し上げます。本会計の歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ予算現額 3 億 911 万 2,000 円に対して、調定額、収入済額及び、執行額ともに 3 億 909 万 9,349 円となりました。

まず、歳入より説明をいたします。

歳入のうち支払基金交付金は 1 億 4,333 万 5,000 円で、国庫支出金では 1 億 1,490 万 9,000 円、県支出金では 2,651 万円となりました。繰入金はルールに基づく町の負担分で一般会計からの繰入金として 2,434 万 4,000 円となっております。

続いて、歳出をご説明申し上げます。

歳出の大部分を占める医療諸費では 2 億 7,456 万 8,000 円となりました。この他、諸支出金で過年度の精算として計 3,453 万 1,000 円を支出いたしております。本会計では、後期高齢者医療制度の創設により、20 年 3 月診療分及び、過誤として後日精算となったもの、高額医療の精算などが主な内容となっております。

以上、老人保健特別会計決算の説明とさせていただきます。

続いて、認定第 4 号、平成 20 年度後期高齢者医療特別会計決算の認定について、提案のご説明を申し上げます。本会計の歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ予算現額 2 億 4,605 万円に対して、調定額は 2 億 4,377 万 6,803 円、収入済額 2 億 4,319 万 7,144 円、執行額は 2 億 3,964 万 2,737 円となりました。

まず、歳入よりご説明をいたします。

歳入のうち、後期高齢者保険料は 1 億 5,792 万 3,469 円となり、未収が 57 万 9,659 円となりました。使用料では督促手数料 6,400 円を、県広域連合支出金では健康診査にかかわる経費として 119 万 3,000 円を、繰入金では保険基盤安定繰入、職員給与費繰入などで 8,386 万円を、諸収入において広域連合から特別補助金 21 万 3,000 円を受けております。

続いて歳出では、総務費において職員の人件費を、保健事業費では、特定検診にかかわる経費 119 万 3,000 円を、広域連合納付金として徴収した保険料の全額及び保険基盤安定制度負担金など 2 億 2,862 万 1,000 円を支出をいたしております。

以上、後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 5 号、平成 20 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定につきましては、歳入総額 17 億 6,962 万 5,325 円、歳出総額 17 億 6,746 万 2,384 円、差引き額 216 万 2,941 円となっております。

歳入につきまして、介護保険料 2 億 2,734 万 96 円、分担金及び負担金 4 万 3,600 円、これは認定審査等にかかる他市町からの受託金でございます。使用料及び手数料 3 万 1,900 円は督促手数料でございます。国庫支出金 4 億 3,446 万 9,740 円、これの主なもの

は、介護給付費負担金、調整交付金のほか地域支援事業交付金及び介護保険システム改修補助金、介護従事者処遇改善臨時特例交付金でございます。支払基金交付金 5 億 62 万 3,000 円、県支出金 2 億 5,221 万 2,000 円は、それぞれ介護給付費負担金及び地域支援事業交付金でございます。財産収入 60 万 2,768 円は、介護保険給付費準備基金の預金利子でございます。繰入金 3 億 3,589 万 7,973 円は、一般会計繰入金でございます。繰越金 134 万 8,935 円は、平成 19 年度からの繰越金でございます。諸収入は 1,705 万 5,313 円は、ハイムゾンネなど介護給付費の返還金が主なものでございます。

次に、歳出につきまして、総務費 1 億 1,153 万 4,171 円は、人件費のほか介護システム改修委託料、保守点検委託料及び認定審査会費、運営委員会費などでございます。保険給付費 16 億 805 万 6,803 円は、介護及び支援サービス費などでございます。地域支援事業費 1,750 万 1,851 円は、介護予防事業費、包括的支援事業費及び任意事業費でございます。財政安定化基金拠出金は、136 万 636 円でございます。基金積立金 1,249 万 6,078 円は、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金でございます。諸支出金 1,651 万 2,845 円は、平成 19 年度分介護給付費精算による国庫、県及び支払基金への返還金でございます。

続きまして、サービス事業勘定についての説明申し上げます。

歳入総額 922 万 3,150 円、歳出総額 922 万 3,150 円、差引き額ゼロとなっております。

歳入につきまして、サービス収入 922 万 2,950 円のうち、居宅介護サービス計画費 29 万 9,450 円、居宅支援サービス費 892 万 3,500 円でございます。

歳出につきましては、サービス事業費 696 万 3,000 円は、新予防給付ケアマネジメント委託料でございます。諸支出金 226 万 150 円は一般会計への繰出金でございます。

以上、平成 20 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 6 号、平成 20 年度朝霧園特別会計決算の認定についての提案のご説明を申し上げます。本会計の歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ予算現額 1 億 2,535 万 3,000 円に対して、調定額、収入済額及び、執行額とも 1 億 2,532 万 9,688 円となりました。

まず、歳入よりご説明を申し上げます。歳入の事業収入は 1 億 945 万 4,000 円で、これは施設の入所者にかかわる生活扶助費及び施設事務費として、入所者の住所地の自治体から負担されるものでございます。繰入金は、事業収入の不足分を補てんする一般会計からの繰入金として 1,446 万 8,000 円を、諸収入の 140 万 6,000 円は短期入所者にかかわる経費収入となっております。

続いて、歳出をご説明申し上げます。民生費のうち、老人ホーム費の主なものは、施設職員の人件費及び施設管理費、入所者の食事材料費などとして計 1 億 2,532 万 9,000 円を支出をいたしております。

以上、朝霧園特別会計決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 7 号、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

平成 20 年度事業の概要は、給水人口 1 万 5,388 人、年間総配水量 209 万 8,474 立米に対して、年間総有収水量 173 万 631 立米、有収率 82.47 パーセントとなり、給水原価 315 円 13 銭、供給原価 196 円 25 銭であります。昨年度に比較し、施設の老朽化により、修繕費等の管理費が増加をいたしておりますが、更にコストの低減に努め、効率的な施設の維持管理を図っていききたいと思います。

なお、歳入歳出の決算総額は、歳入総額 9 億 3,801 万 1,000 円、歳出総額 9 億 3,409 万 2,000 円、差引実質収支 391 万 9,000 円の黒字となっております。

それでは、決算事項別明細についての報告をいたします。決算書 425 ページをお開きを

ください。

まず、歳入より説明をいたします。分担金及び負担金は、新規加入 28 件 1,020 万円、給水工事費負担金 19 万 8,000 円であります。使用料及び手数料は、現年度分収入済額 3 億 3,856 万 9,000 円、収納率 99.68 パーセント、110 万円 74 件が収入未済となりました。また、滞納繰越分収入済額 107 万円、収納率 16.7 パーセントで、520 万 7,000 円 35 件が収入未済となりました。なお、民法に定める時効消滅により、13 万 8,000 円 11 件が不納欠損処理を執行をいたしました。手数料については、給水工事の検査手数料等で、43 万 9,000 円の収入となりました。国庫支出金は、佐用町水道施設監視制御システム整備事業補助金 2,008 万 1,000 円、補助率は 4 分の 1 であります。財産収入は、預貯金の利子及び土地建物貸付収入で 65 万 4,000 円でございます。繰越金 1,373 万 9,000 円は、繰越事業の真盛・長尾配水地内部防水工事の充当財源でございます。繰入金として、建設改良費等に充当のため、一般会計より、2 億 3,279 万 2,000 円を繰り入れております。諸収入は、雨水管渠工事に伴う配水管移設補償金 874 万 6,000 円、町道大畑線改良工事に伴う移転補償金 207 万 7,000 円を収入いたしました。町債は、佐用町中央監視制御システム整備事業の財源として、6,130 万円を収入いたしております。

次に歳出の説明をいたします。簡易水道事業費、一般管理費については、人件費及び経常経費であり、説明を省略をいたします。現場管理費については、佐用・中部・奥海・南部・北部・及び三日月の 6 簡易水道施設の維持管理経費でございます。需用費の主なものといたしまして施設運転の光熱水費電気料 3,581 万 9,000 円、修繕料 2,107 万 9,000 円、塩素等の医薬材料費 1,010 万 9,000 円の支出であります。委託料の主なものは、電気計装等の管理委託料として、903 万 6,000 円、メーター検針委託料 449 万円、水質検査委託料 428 万円の支出でございます。工事請負費の主なものは、雨水管渠工事に伴う配水管移設工事、本位田浄水場ろ過膜洗浄工事、豊福～真盛間テレメーター装置取替工事等修繕工事のため合計 6,318 万 4,000 円を支出をいたしました。簡易水道事業費・建設改良費では、佐用町水道施設中央監視制御システム整備工事に係るものでございます。委託料につきましては、設計管理の委託料として、佐用町水道施設中央監視制御システムの整備工事の補助申請、設計管理に係るものでございます。工事請負費の主なものとしては、佐用町水道施設中央監視制御システム整備工事に 7,537 万 4,000 円を支出いたしております。負担金補助及び交付金については、国庫補助事業採択金額割合に伴う県簡易水道協議会への負担金及び高度情報通信網加入負担金でございます。公債費では、簡易水道事業債及び過疎対策事業債償還金として、元金 4 億 7,447 万 1,000 円、利子 1 億 1,181 万 5,000 円を支出をいたしました。

以上で、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要とさせていただきます。

次に、認定第 8 号、平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道特別会計の決算についてのご説明を申し上げます。本会計の決算は、歳入総額 10 億 8,033 万 1,678 円、歳出総額 10 億 7,727 万 6,177 円、歳入歳出差引残額は、305 万 5,501 円であり、翌年度会計に繰り越しをいたします。

それでは、決算書、歳入からご説明をいたします。分担金及び負担金 564 万円は、加入負担金及び工事負担金等でございます。使用料及び手数料 1 億 9,572 万 7,893 円は、下水道使用料金、行政財産使用料及び、排水工事指定店登録等の手数料でございます。国庫支出金 8,140 万 7,000 円は、公共下水道建設事業に対する国庫補助金で、繰入金 3 億 8,578 万 3,000 円は、一般会計からの繰入金で、繰越金、966 万 6,985 円は、前年度からの繰越金で、諸収入 6,800 円は、公募型指名競争入札の設計図書実費徴収金で、町債 4 億 2,100 万円は、公共下水道事業債と、資本費平準化債でございます。

次に、歳出のご説明を申し上げます。公共下水道事業費の総額は、3 億 8,449 万 7,729 円で、このうち、管理費は、1 億 860 万 4,500 円は、人件費等の一般管理費と、5 カ所の処理場及びマンホールポンプ場等の現場管理費であり、事業費は、建設改良事業に要した経費、2 億 2,054 万 8,893 円であり、佐用雨水排水工事、中央監視システム工事等が主な経費であります。なお、内、1 億 1,255 万 5,800 円の繰越明許による執行決算額でございます。公債費 6 億 9,277 万 8,448 円は、下水道債の償還元金及び利子でございます。

以上で、特定環境保全公共下水道特別会計決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第 9 号、佐用町生活排水処理特別会計決算についての提案のご説明を申し上げます。本会計の決算額は、歳入総額 3 億 9,466 万 799 円、歳出総額 3 億 9,345 万 4,658 円、歳入歳出差引残額は、120 万 6,141 円で、翌年度に繰越をいたしております。

それでは、歳入からご説明をいたします。分担金及び負担金 45 万円は、新規加入負担金でございます。使用料及び手数料 8,742 万 7,340 円は、佐用地区の浄化槽の使用料と、町内 10 カ所の農業集落排水施設の使用料で、繰入金 2 億 1,557 万 2,000 円は、一般会計からの繰入金で、繰越金 112 万 9,859 円は、前年度からの繰越金で、諸収入 28 万 1,600 円は、浄化槽事務取扱手数料で、町債 8,980 万円は、資本平準化債であります。

歳出においては、生活排水処理事業費、1 億 2,711 万 5,082 円で、この内、浄化槽管理費、4,960 万 4,359 円で、浄化槽の保守管理委託料、法定水質検査委託料、消費税納付金でございます。農業集落排水施設管理費、2,019 万 1,401 円は、人件費等の一般管理費と、10 カ所の浄化センターの光熱水費、管理委託料及び、管路の修繕工事等の現場管理費でございます。公債費 2 億 6,633 万 9,576 円は、合併浄化槽設置及び農業集落排水施設建設にかかる起債の元利償還金でございます。

以上で、生活排水処理特別会計の決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第 10 号、平成 20 年度、佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算についてのご説明を申し上げます。歳入総額は 3 億 2,810 万 8,153 円、歳出総額は 3 億 2,748 万 5,746 円となり、差し引きいたしまして 62 万 2,407 円の残となりました。残額の 62 万 2,407 円は、平成 21 年度西はりま天文台公園特別会計に繰越しようとするものでございます。

昨今の厳しい財政事情の中にありまして、20 年度の決算がこのような黒字で結べましたこと、県当局のご支援はもとより、議員各位をはじめ、町民の深いご理解とご支援の賜であり、深く感謝を申し上げる次第でございます。

まず、歳入からのご説明を申し上げます。第 10 款、使用料及び手数料の 1,652 万 4,250 円は、野外活動センター使用料収入の 722 万 850 円と家族用ロッジ使用料収入の 930 万 3,400 円でございます。第 15 款、県支出金の 2 億 6,515 万 1,109 円は、県費による天文台公園管理委託金でございます。第 20 款、財産収入の 32 万 9,334 円は、西はりま天文台公園整備基金の利子でございます。繰入金の 4,164 万 2,000 円は、一般会計からの繰入金でございます。繰越金の 92 万 9,068 円は、前年度繰越金でございます。諸収入の 353 万 2,392 円は、雑入でございます。以上により、歳入合計は、3 億 2,810 万 8,153 円となりました。なお、調定に対する収入割合は、100 パーセントでございます。

次に歳出について説明を申し上げます。教育費の 3 億 767 万 4,853 円は、公園の管理運営に要した人件費、事業費、維持費等でございます。公債費の 1,901 万 6,559 円は、町債の元金および利子の償還、それぞれ 2 件でございます。諸支出金の 79 万 4,334 円は、西はりま天文台公園整備基金利子の積立金でございます。第 99 款の予備費の執行はございません。よって歳出の合計は、3 億 2,748 万 5,746 円となっております。

なお、詳細につきましては、事項別明細書をご覧くださいと存じます。

以上、佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

次に、認定第 11 号、平成 20 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計につきましての提案のご説明を申し上げます。笹ヶ丘荘は、昨今の非常に厳しい経済情勢の中、大変苦しい経営状況でございますが、皆さんに親しまれる施設としての運営に努力をしているところでございます。歳入総額 1 億 1,041 万 5,496 円、歳出総額 1 億 1,041 万 5,496 円、歳入歳出差引額ゼロとなっております。

まず、歳入につきまして、笹ヶ丘荘事業収入 9,129 万 5,035 円、交流会館事業収入 390 万 1,248 円、一般会計繰入金 1,504 万 9,356 円、諸収入 16 万 9,857 円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘費 1 億 421 万 38 円で、その主なものは、人件費、運営管理に伴います需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等でございます。交流会館費は、620 万 5,458 円で、その主なものは、人件費、運営管理にともなう需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等でございます。20 年度の施設利用客数は、笹ヶ丘荘 4,991 人、交流会館 713 人、体験施設 292 人、休憩 85 人、食事 2 万 3,192 人、入浴 5,055 人、会議 948 人、結婚式・披露宴 1 組 45 人の合計 3 万 5,321 人でありまして、対前年度 4.6 パーセントの減、1,714 人の減となっております。総数で減となっておりますが、宿泊客で見ますと笹ヶ丘荘では、184 人の増となっております。

以上で、佐用町笹ヶ丘荘特別会計の決算の概要の説明とさせていただきます。

次に、認定第 12 号、平成 20 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定につきましての提案の説明を申し上げます。歳入総額 2,338 万 9,974 円、歳出総額 2,338 万 9,974 円、差引きゼロとなっております。

歳入につきまして、診療収入 1,549 万 1,979 円、財産収入 7,726 円、これは歯科保健センター運営基金積立金利子でございます。繰入金 598 万 4,213 円は、一般会計からの繰入金でございます。諸収入 190 万 6,056 円は、歯科保健事業などの受託収入及び歯ブラシ売上料でございます。

次に、歳出につきましては、総務費 2,094 万 6,192 円は、人件費のほか歯科保健センター管理費などでございます。医業費 244 万 3,782 円は、医薬材料費のほか事務機器保守管理、歯科技工及び医療廃棄物処理委託料などでございます。

以上が歯科保健特別会計の決算の概要でございます。

次に、認定第 13 号、平成 20 年度佐用町宅地造成事業特別会計につきまして、提案のご説明を申し上げます。歳入総額 761 万 7,873 円、歳出総額 643 万 5,451 円、歳入歳出差引額 118 万 2,422 円となっております。

まず、歳入につきまして、公債費償還のための基金繰入金 626 万円、前年度からの繰越金 120 万 3,262 円であります。

歳出につきましては、宅地造成総務費の宅地造成基金費の積立金による宅地造成費 17 万 6,601 円、公債費の元利償還金の 625 万 8,850 円でございます。

以上、佐用町宅地造成事業特別会計決算の概要でございます。

続きまして、認定第 14 号、平成 20 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての提案説明を申し上げます。平成 20 年度の歳入は、前年度からの繰越金、387 万 541 円、歳出は、佐用町水根字クチナシにおいて 1.82 ヘクタールの下刈り経費等で 17 万 7,383 円であります。

以上、石井財産区特別会計歳入歳出決算の概要の説明とさせていただきます。

続きまして、認定第 15 号、平成 20 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案説明を申し上げます。平成 20 年度の概要は、水稻・大豆において、シカ・イノシシによる被害が多くて、被害地域も広域化している中、農家の皆様のご理解と共済連絡員の御協力により、総額 9 億 5,922 万 1,000 円の引受となっております。

事業別内訳で水稻共済では、1,910 戸、737.1 ヘクタールで共済金額 5 億 5,056 万 9,000

円、麦共済では、8戸、44.4ヘクタールで共済金額540万円。家畜共済では、2,706頭、共済金額3億6,851万1,000円。畑作物共済では、40戸、102.1ヘクタール、共済金額2,376万6,000円。園芸施設共済では、28戸、59棟、共済金額1,097万5,000円となっております。

一方、共済被害は、水稻においては、獣害等より76戸に対し、329万9,000円、麦では獣害、湿潤害等により、1戸に対して9万8,000円。家畜では、死廃118頭で1,257万4,000円。病傷1,081頭で1,230万円。畑作物では、獣害、湿潤害等により、13戸に対して140万7,000円。園芸施設では、風害により5戸、5棟に対して10万8,000円の共済金を支払しました。

農作物勘定では、事業収益が707万9,644円、事業費用は605万4,428円、家畜共済勘定では、事業収益、事業費用が同額の3,495万1,655円となり、畑作物共済勘定では、249万810円、事業費用が235万9,442円、園芸施設共済勘定では、事業収益で36万8,578円、事業費用が32万9,574円となりました。共済事業収益では、総計で1億749万6,354円、共済事業費用1億630万766円となり、当期剰余金は119万5,588円となっております。

本年度の剰余金の処分は農作物共済勘定に102万5,216円を、畑作物共済勘定に13万1,368円を、園芸施設共済勘定に3万9,004円をそれぞれ法定積立金、特別積立金へ積立てる予定をいたしております。

業務勘定においては、業務事業収益では、6,260万5,667円で、主なものは受取補助金4,283万6,000円、事務費賦課金334万8,160円、受取損防事業負担金174万4,250円、事業外収益では、受取寄付金980万円、業務引当金戻入277万6,065円です。事業費用の主なものは、一般管理費は人件費等で5,495万6,770円、損害評価費は286万861円、損害防止費は285万2,600円で事業費用は6,260万5,667円となっております。

以上で、佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の概要についての説明とさせていただきます。

最後に、認定第16号、平成20年度佐用町水道事業会計決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

水道事業は、について、平成20年度の業務量は年度末給水人口5,164人で、前期より83人減少し、給水栓数は1,942栓で10件の減少となっております。また、1日1人当たりの平均使用量は317リットルで増加の傾向が続いております。今期の配水量は68万6,881立米で、前期比1.7パーセントの減となりましたが有収水量は1万540立米の増となりました。

次に、それぞれ収支の状況につきましては、まず、収益的収入の予算額1億5,968万5,000円に対して、税込み決算額1億6,048万7,155円で、80万2,155円の増収となっております。その主なものは水道料金と高料金対策費であります。また、収益的支出では予算額1億9,636万2,000円に対して、税込み決算額1億9,769万6,489円で、その主なものは水道水の供給費用及び減価償却費、企業債利息でございます。

次に資本的収入では、予算額949万4,000円に対し、税込み決算額874万3,173円で、その主なものは出資金でございます。また、資本的支出では、予算額9,777万9,000円に対して、税込み決算額8,947万3,164円で、その主なものは、上水道施設改良工事請負費と企業債元金返還金であります。

次に損益計算では、税抜き総収入1億5,495万2,600円に対して、総費用は1億9,350万7,636円で、特別損失85万6,216円を処理すると、当年度純損失3,941万1,252円となり、前期繰越欠損金2億8,197万1,291円と合わせて3億2,138万2,543円が当年度未処理欠損金となり、欠損金処理計算書案で翌年度繰越欠損金として予定をいたしております。

す。

なお、詳細につきましては、損益計算書、余剰金計算書、欠損金処理計算書案、貸借対照表、その他の付属書類を添付いたしておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。

以上で、認定1号から第16号まで一括して、ご説明申し上げました。慎重に、ご審議の上、ご承認を賜りますように、お願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 認定第1号ないし認定第16号の提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、認定第1号ないし認定第16号につきましては、決算認定に関する議題であります。この件に関しましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号ないし認定第16号につきましては、決算特別委員会に付託することに決定をいたしました。

---

#### 日程第39. 決算監査報告について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第39に入ります。

決算監査報告についてであります。提案をされている認定第1号ないし認定第16号につきましては、監査委員による決算監査を受けておりますので、ここで代表監査委員よりの監査報告を受けます。代表監査委員、野村 鶴君。監査報告を受けます。

〔代表監査委員 野村 鶴君 登壇〕

代表監査委員（野村 鶴君） 失礼します。

ただ今、ご紹介にあずかりました代表監査委員の野村でございます。

監査報告にあたり一言ごあいさつを申し上げます。議員各位におかれましては、本町発展のためご尽力をいただいておりますことを、本席をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成20年度決算監査についてでございますが、一般会計及び特別会計につきましては、平成21年8月3日から6日までの4日間、また、公営企業会計は6月29日に、町長から提出された決算報告について監査を実施いたしましたので、ここに監査委員を代表いたしまして、ご報告をさせていただきます。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、主要な施策の成果説明及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれ関係法令に準拠して調製されているか、また、決算の計数には誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼に、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続により実施し、また、月例監査等を参考にして審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付されました各会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各会計歳入歳出決算事項別明細書は、いずれも法令に規

定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合し、計数的に正確であると認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合し、計数的に正確であると認めました。

各会計の決算内容及び予算執行状況等については、適正であると認められました。

決算の概要及び審査の内容は、決算審査意見書に記述、述べておりますが、20 ページから 21 ページに、審査のまとめとして指摘した主な内容をご報告いたします。

まず、緊急経済対策の評価についてであります。国の緊急経済対策により臨時交付金等が交付されており、更に 21 年度に追加対策された事業もあわせて、町民に事業成果及び評価を公表していただきたいこととございます。

次に、限界集落対策についてでございますが、まちづくり推進会議等で新たな地域システムの検討を行う等、行政において重点的に対応していただきたいこととございます。

公共交通対策についてですが、佐用町地域公共交通総合連携計画というのが、この 20 年度、21 年の 3 月に定められております。これによって、計画に沿った事業実施を望むとともに、実施後の事業評価により運用方法等に、更に工夫を加えられたい。また、中国横断道佐用鳥取間は早期全線開通が待たれるところでございますが、開通後の町内観光施設等の経営には十分な対応策を準備していただきたいということとございます。

次に、子育て支援対策でございますが、本年 10 月に施設完成を目途に佐用町子育て支援センター建設が進められておりますが、多くの町民に活用されるよう、開設後の運営方法等を幅広く検討、周知していただきたいということとございます。また、発達障害等を持つ児童が増加傾向にあるようです。対象児童及び保護者の支援に努めるとともに、発症予防のため母子保健対策にも十分留意をお願いいたします。

次に、文化・健康施設の有効活用についてでございますが、文化会館、それからホール、運動施設、入浴施設など、合併以前に整備された類似施設が町内各地域に見られます。各施設とも有効利用が図られるよう生涯学習体制等の充実を図るとともに、同種施設の管理運営は利用に即した担当窓口に変更するなど管理体制を見直していただきたいと。

次に、西はりま天文台公園の地元利用についてでございますが、公園は、オープン後 20 年目を迎えております。天文教育・研究や自然学校等で多数利用されておりますが、公園に足を運んだ経験のない町民も、まだ、随分、多いようでございます。そこで、星の出前車両等を活用して地元住民に星空観察を体験していただき、公園利用にもつなげてもらいたい。

次に、町財務規則の適正運用についてでございますが、公債費の元金・利子予算について流用を行っておりますが、補正予算で処理すべきであり、今後は、このようなことが無いように指摘します。繰り返します。財務規則の適正運用について、公債費の元金・利子予算について流用を行っておりますが、補正予算で処理すべきであり、今後、このようなことが無いように指摘します。また、基金の運用に関しては、地方自治法の趣旨に基づき、確実かつ効率的な運用を図るべき、ペイオフ対策に万全を期すとともに、預金で保護されない金額の運用について慎重を期すことに努めていただきたい。

最後に審査のまとめといたしまして、意見書 20 ページには、挙げておりますが、急激な経済情勢の悪化に伴い、国及び地域経済は大きな経済危機に直面しております。政府においては、当面は景気対策との方針の下、昨年秋から一連の景気対策を講じてきました。本町においても地域活性化・生活対策臨時交付金等が交付され、町民の暮らし応援券なども発行されております。

以前から、地方債の元利償還費の増加、三位一体改革による地方交付税の減等で地方財政は厳しい状況にあります。また、平成 20 年度法人町民税においては、経済情勢の悪化



のため減収となっております。この中、平成 20 年度においては、地方交付税の増収や上月カントリー倶楽部会社の更生計画認可決定に伴う滞納税の一括弁済等の財源確保、経費削減となってなどによりまして、概ね良好な財政運営ができたことは望ましいことではありますが、合併によるメリットのある今のうちに、徹底した行財政改革の推進により、安定した行財政運営が図られるよう強く要望するものでございます。

なお、8月9日の台風9号による集中豪雨によりまして、佐用町内には、甚大な被害を被り、災害救助法の適用を受け、自衛隊・兵庫県県警の機動隊、各自治体及び多くのボランティアによって支援をしていただいていたまいりましたが、その復興には、多大な経費と時間を要するものと見込まれるものであります。当局におかれては、災害復旧に全力を挙げられ、町民の理解を得ながら、中長期的に健全な財政運営が図られることを期待いたします。

以上をもちまして、決算監査意見といたします。ありがとうございました。

議長（山田弘治君）                      監査報告は終わりました。

---

#### 日程第 40. 決算特別委員会の設置及び委員定数について

議長（山田弘治君）                      続いて日程第 40、決算特別委員会の設置及び委員定数についてを議題といたします。

お諮りをいたします。平成 20 年度佐用町一般会計、13 特別会計及び 2 事業会計決算の審査のため、全員による決算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君）                      ご異議ないと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設置することに決定をされました。

---

#### 日程第 41. 決算特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（山田弘治君）                      続いて、日程第 41 に入ります。

特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

先の全員協議会において協議され、委員長及び副委員長が決定をされておりますので、決算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表いたします。

佐用町議会決算特別委員会委員長、岡本安夫君。副委員長、松尾文雄君。以上の両君が、決算特別委員会委員長及び副委員長に選任をされました。

---

#### 日程第 42. 同意第 1 号 佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて

議長（山田弘治君）                      続いて日程第 42、同意第 1 号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで監査委員、野村 鶴君の退席をお願いいたします。

〔代表監査委員 野村 鶴君 退場〕

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第1号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町監査委員の選任につきまして、識見を有し、適任者である野村 鶴氏を再び選任いたしたく、地方自治法第196条の規定により提案をさせていただきます。

同意を賜りますように、お願いを申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（山田弘治君） 暫くお待ちください。

提案に対する当局の説明は終わりました。

任期は、平成21年12月2日から平成25年12月1日までの4年間の任期といたします。

本案につきましても、本日即決といたします。

この際、お諮りをいたします。本案については、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議なしと認めます。

それでは採決を行います。同意第1号、佐用町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員と認めます。よって本案は、原案のとおり同意をされました。

ここで監査委員、野村君の入室をお願いいたします。

〔代表監査委員 野村 鶴君 入場〕

議長（山田弘治君） 野村監査委員に報告をします。ただ今、監査委員の選任につき同意をされましたので報告をいたします。今後ともよろしく願いをいたします。

---

日程第43. 同意第2号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（山田弘治君） 続いて日程第43、同意第2号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第2号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案のご説明を申し上げます。

佐用町公平委員会委員、内山宗一氏の任期が本年12月1日で満了をいたします。

内山氏は、現在佐用町公平委員会委員長として職務にあたっていていただき、引き続き公平委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により同意を求めるものでございます。

ご同意いただきますように、お願い申し上げます提案説明といたします。

議長（山田弘治君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決といたします。

この際、お諮りをいたします。本案につきましても、人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議なしと認めます。

それでは採決を行います。同意第2号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山田弘治君） 挙手、全員と認めます。よって本案は、原案のとおり同意をされました。

---

#### 日程第44. 委員会付託について

議長（山田弘治君） 続いて、日程第44に移ります。

日程第44は、委員会付託についてであります。

暫く休憩をいたします。

午後03時32分 休憩

午後03時33分 再開

議長（山田弘治君） 休憩を解き会議を続行いたします。

お諮りをいたします。お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

---

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りをいたします。委員会等の開催のため、明日９月９日から 16 日まで本会議を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山田弘治君）                      ご異議ないと認めます。よって、そのように決します。

次の本会議は、来る 9 月 17 日午前 9 時 30 分より再開し、一般会計及び各特別会計補正予算案等の審議を行いますので、ご了承くださいますようお願いをいたします。

それでは、本日はこれにて、散会をいたします。どうもご苦労様でございました。

午後 0 3 時 3 4 分    散会

---